

第4次

# 土浦市地域福祉計画

土浦市成年後見制度利用促進基本計画

土浦市再犯防止推進計画



令和5年3月

土浦市



## はじめに



近年、少子高齢化や核家族化の進行、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民同士の結びつきは希薄になっており、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。また、8050問題やダブルケア・ヤングケアラーをはじめとする制度の狭間にある課題など、世帯が抱える問題もますます複雑化・複合化しています。

このような中、複合化する社会構造の変化を踏まえ、世代や分野を越えてつながることで、市民一人ひとりの生きがい、そして地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められており、地域社会全体での取り組みが一層重要となっています。

この度、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第4次土浦市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「あたたかい ふれあいのあるまちづくり」を基本理念とし、高齢者や障害のある方、子どもなど、生活上の困難を抱える全ての市民を対象とした土浦型の地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」を基に、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所及び地域住民の連携による包括的な支援体制を推進することとしています。

また、併せて、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を包含し、「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

今後も、市民の誰もが地域で孤立することなく、人と人とのふれあいを大切に、思いやりのあるあたたかいまちづくりを目指してまいりますので、より一層のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱意をもってご審議いただきました土浦市地域福祉計画策定委員会委員の皆様や関係団体の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

土浦市長 安藤 真理子



# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の概要</b>	1
1	計画策定の背景	2
2	地域福祉とは	2
3	計画策定の趣旨	3
4	近年の国や県の主な動向	4
5	第 4 次土浦市地域福祉計画の策定	9
<b>第 2 章</b>	<b>地域福祉を取り巻く現状</b>	13
1	地域福祉の背景・動向	14
2	地域福祉行政の現状	22
3	地域福祉の担い手の現状	26
4	市民アンケート結果の概要	30
5	地域福祉住民懇談会の概要	44
6	第 4 次土浦市地域福祉計画に向けた重点課題	45
<b>第 3 章</b>	<b>基本理念・基本目標</b>	49
1	基本理念	50
2	基本目標	51
3	施策の体系	52
<b>第 4 章</b>	<b>施策の展開</b>	55
基本目標 1	安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ	56
施策の方向 1	すべての人を受け止める包括的な相談体制（重層）	57
施策の方向 2	福祉サービスの推進と支援の充実	61
施策の方向 3	権利擁護支援の体制整備(成年後見制度利用促進計画)	64
施策の方向 4	福祉サービス事業者の活動支援	73
基本目標 2	参加やつながりを生み出すまちづくりへのチャレンジ	75
施策の方向 1	地域福祉活動への参加促進と団体支援	76
施策の方向 2	地域の福祉拠点の整備（重層）	79
施策の方向 3	福祉教育や協働意識の啓発	82

基本目標 3 支えあえる地域づくりへのチャレンジ	84
施策の方向 1 地域課題解決のための体制強化（重層）	85
施策の方向 2 地域のニーズに応じた活動の支援（重層）	87
施策の方向 3 暮らしやすい生活環境の整備	90
施策の方向 4 再犯防止のまちづくり（土浦市再犯防止推進計画）	94

<b>第 5 章 計画の推進</b>	97
1 計画の推進体制	98
2 福祉圏域について	101

<b>資料</b>	103
土浦市地域福祉計画策定委員会設置要綱	104
土浦市地域福祉計画策定委員会委員名簿	105
土浦市地域福祉計画研究会設置要綱	106
土浦市地域福祉計画研究会委員名簿	107
用語解説	108

# 第1章 計画の概要

---

# 1 計画策定の背景

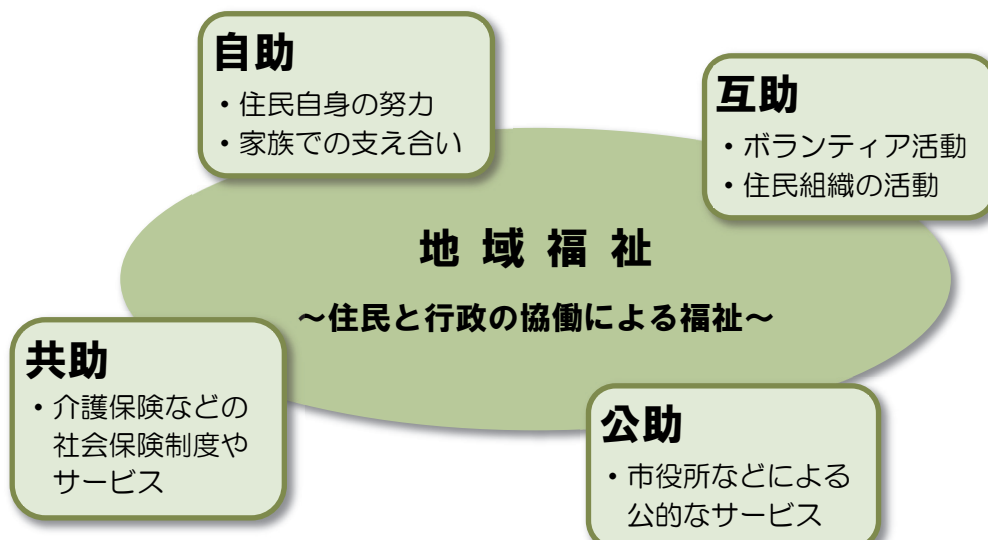
近年の地域社会においては、生活スタイルの多様化や核家族化を背景に、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まり、地域の相互扶助や家庭同士の助け合いなど、住民相互のつながりが薄れることで社会的孤立を招き、虐待やひきこもり、生活困窮といった問題が増加傾向にあります。これらの問題は1つが発生することで心身の健康や家庭の状況など、他の問題を引き起こすこともあり、複雑に絡み合いながら進行していきます。

さらに、令和2年初頭から世界的に流行し始めた新型コロナウイルス感染症により、オンラインツールを用いたコミュニケーションの手段や、非接触型のツールの活用等、私たちの日常生活も変わりつつある一方、これまで以上に地域での交流や支え合いが重要となっています。

そのため、町内会（自治会）や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、NPO法人等の市民活動団体、民間事業者、さらには住民一人ひとりが担い手となり、地域における人々の様々な生活課題に地域全体で取り組んでいく必要があります。

# 2 地域福祉とは

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害がある人もない人もすべての人が住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活が送れるよう、日常生活における様々な生活課題について、住民自身の努力「自助」、住民や地域の組織、ボランティアなどの助け合い活動「互助」、介護保険制度など制度化された支え合いの仕組み「共助」、公的機関による福祉サービス「公助」が適切に分担・連携することによって解決するための取組や仕組みをいいます。





### 3 計画策定の趣旨

社会福祉法第1条により、「地域における社会福祉」と定義されている「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、すべての住民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて、地域における生活課題の解決に取り組む仕組みです。この仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

ここで規定されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、その内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

本市では、平成20年3月に「土浦市地域福祉計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）を策定し、その後第2次計画の策定を経て、平成30年3月には「第3次土浦市地域福祉計画（以下、「第3次計画」とする）」（計画期間：平成30年度～令和4年度）を策定しました。

## 4 近年の国や県の主な動向

### (1) 近年の国の主な動向

近年、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化にともない、かつては家庭や地域の繋がりのなかで対応してきたことが困難となり、さまざまなケースが社会問題として顕在化しています。

これまでは、高齢者や障害者など、対象者別・機能別に公的支援が整備されてきましたが、現在では、「8050問題」（高齢の親（例：80歳）と働いていない独身の子（例：50歳）が同居している世帯）や「ダブルケア」（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）、「制度の狭間の問題」など複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しく、対応が困難な状況が浮き彫りとなっています。

このような背景のもとで、市民が安心して自立した生活を送るためには、日常生活課題を早期に発見し適切に解決することが必要ですが、自分や家族の力による「自助」では対処しきれないさまざまな問題については、公的な福祉サービス「公助」とともに、地域住民・地域住民組織、福祉に関する住民活動団体やNPO・社会福祉事業者等と行政が連携し、公助だけでは手が届きにくい生活課題にもきめ細やかに対応する仕組み、いわゆる「互助・共助」の社会づくりを進めることが、きわめて大切となっています。

このような中、国では、地域共生社会を実現するため、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29（2017）年6月2日公布）により、改正社会福祉法を平成30（2018）年4月から施行しました。

このことにより、「地域福祉計画」の策定が努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」（第107条）や、「包括的な支援体制の整備に関わる事業に関する事項」（第106条の3第1項各号）が計画に盛り込むべき事項として定められたほか、福祉各分野の上位計画へと位置付けられました。

さらに、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、庁内の横断的な連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが求められました。

## ■重層的支援体制整備事業について

「重層的支援体制整備事業」は、地域共生社会の実現に向けた取組をより一層促進するための具体的な手法となっています。既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、積極的な働きかけを通じ、継続的に関わり続ける伴走型支援を行う等の支援体制を整え、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市においても、高齢化に伴った問題や、多様で複雑な生活課題、制度の狭間にある課題に対応していくため、これらを本計画にも反映させることとしました。

### 【重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要】

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（8050問題、ダブルケア等）する中、従来の支援体制では課題の解決が難しくなっています。

■属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

■属性を超えた相談窓口の設置が求められるが、事務負担が大きい。

⇒このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築が求められています。



### 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業の創設が必要となっています。

### 【重層的支援体制整備事業の全体像】

#### 三本の柱

#### I 相談支援

【属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める】

#### II 参加支援

【社会とのつながりを作るための支援を行う】

#### III 地域づくりに向けた支援

【世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する】

#### それに加えて

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業  
【支援が届いていない人に支援を届ける】

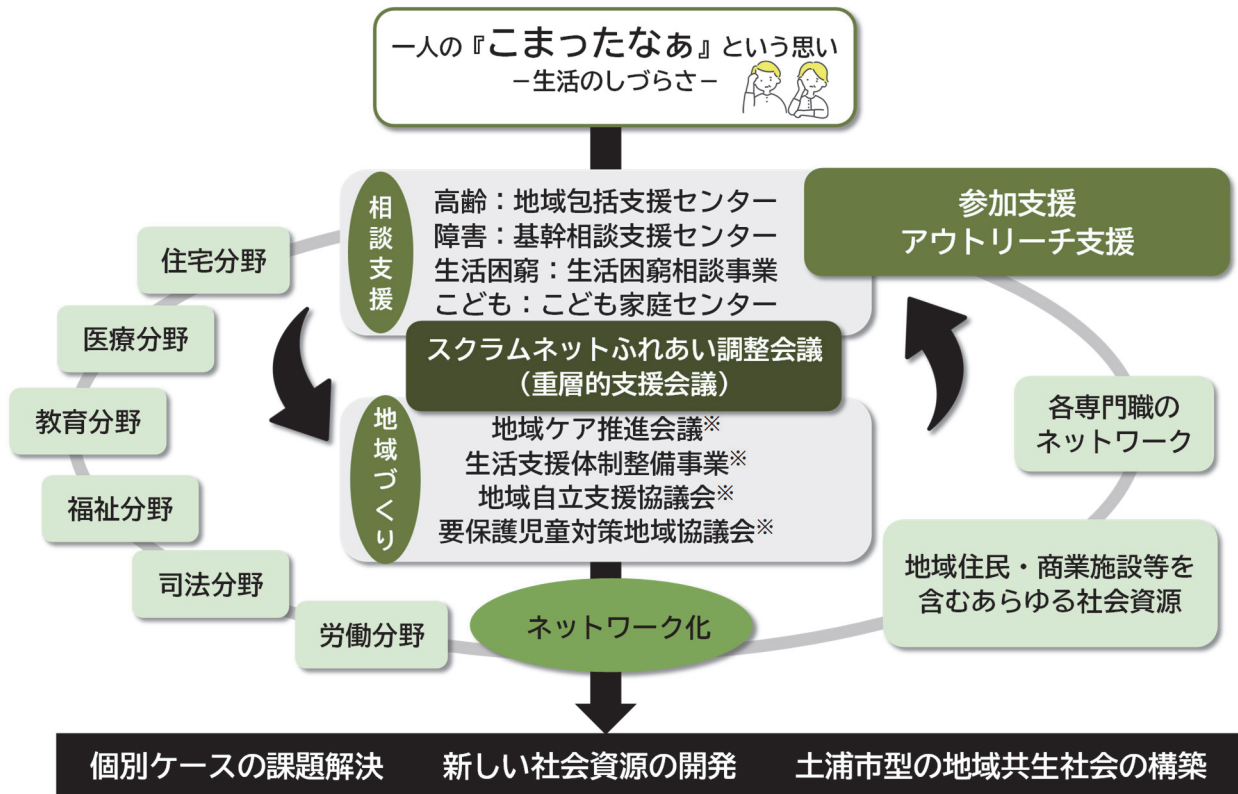
○多機関協働事業

【市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する】



既存の相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援の取組を活かし、介護、障害、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指す事業です。

## ■重層的支援体制整備事業イメージ図



### ※地域ケア推進会議

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、地域に不足している社会資源の開発、地域課題の解決のために必要な人材育成、新たな仕組みづくりに向けた政策形成などを行う会議。

### ※生活支援体制整備事業

地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進するために、地域づくりに向けたコーディネート役となる「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」が中心となり、「地域の支え合い」を広め、地域住民が主体となる生活支援や介護予防サービスの充実を図る事業。

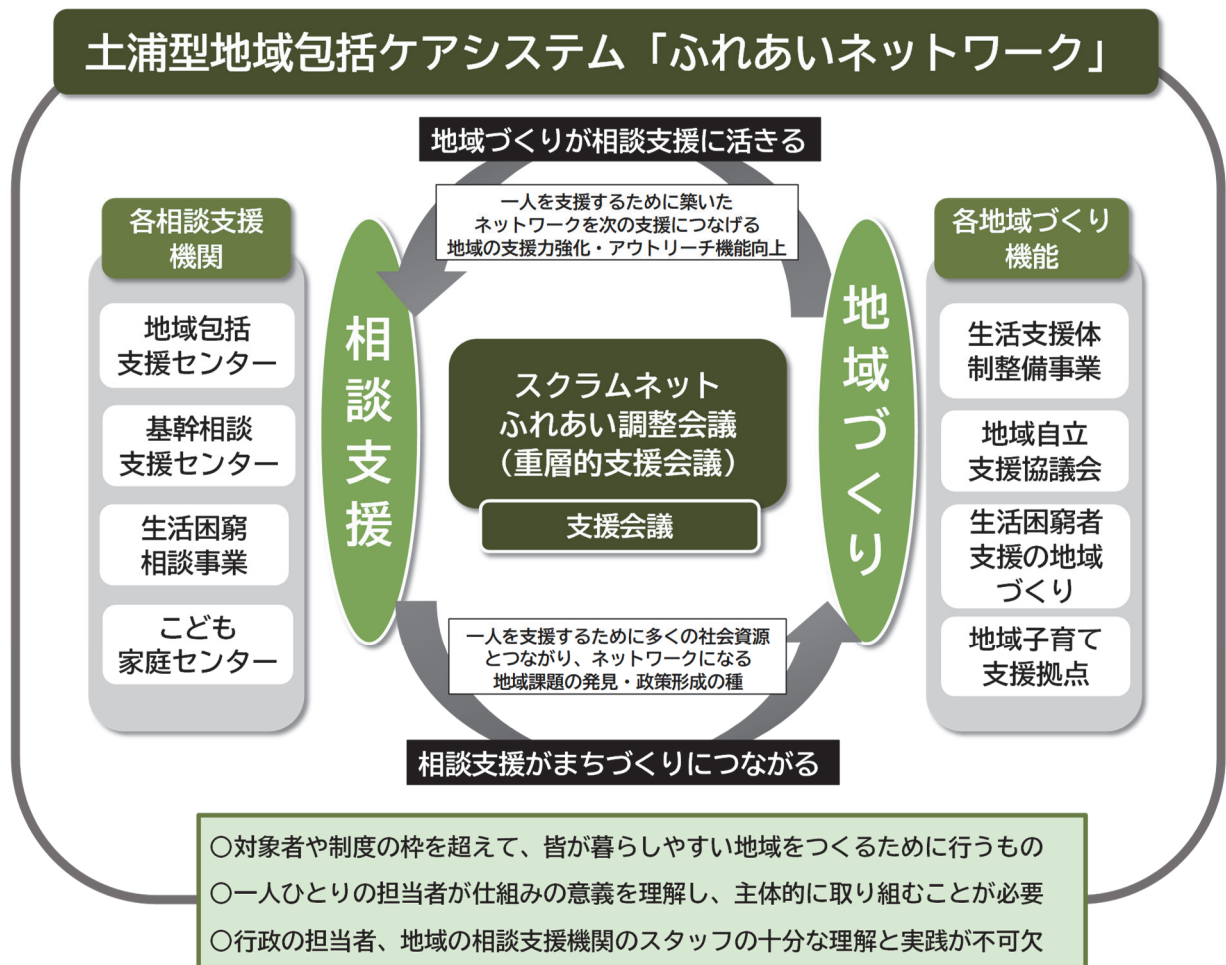
### ※地域自立支援協議会

関係機関が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う協議会。

### ※要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする、要保護児童等に関する情報の交換や支援に関する協議を行うための関係機関による会議。

土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」を活用して重層的支援体制整備事業を運営し、地域共生社会を目指します。



※土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」とは

全国に先駆け、高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象とし、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援しています。

## (2) 近年の県の主な動向

茨城県では、平成15年度に市町村の地域福祉計画策定を支援するため、「市町村地域福祉計画及び茨城県地域福祉支援計画策定にあたっての指針」を定めるとともに、「茨城県地域福祉支援計画」を策定し、現在ではこの後継計画である「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」（計画期間：令和元年度～令和5年度）が策定されています。

### ■近年の主な法律や制度の動き

年	国の動き
平成28(2016)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年5月施行）に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定（平成29年3月）</li> </ul>
平成29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法の一部改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布、平成30（2018）年4月施行）に伴い、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」公表</li> <li>・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知（12月）、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示される</li> <li>・「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28（2016）年12月施行）に基づき「再犯防止推進計画」を閣議決定（平成29年12月）</li> </ul>
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正社会福祉法施行（平成30年4月）</li> </ul>
令和元(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」設置→12月に「最終とりまとめ」を公表</li> </ul>
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布</li> <li>・「社会福祉法」改正（重層的支援体制整備事業の創設等について規定）</li> </ul>
令和3(2021)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正社会福祉法施行（令和3年4月）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（令和4年3月）</li> </ul>

## 5 第4次土浦市地域福祉計画の策定

本市では、地域における多様な福祉課題に対応するため、社会情勢や国・県の動向を踏まえ、現計画に基づくこれまでの取組の検証を行い、その結果を反映するとともに市民アンケート等を行い、地域の実情を踏まえた第4次土浦市地域福祉計画を策定します。

### (1) 本計画の位置づけ

本市は、「第9次土浦市総合計画（計画期間：令和4年度～令和13年度）」において、「夢のある、元気のある土浦」を将来都市像として掲げ、誰もがその人らしく暮らせるまちを目指しています。

この中の「基本構想・第4章 基本目標」「基本目標6 ふれあいとあたたかさにあふれる福祉のまちづくり」においては、地域福祉について次のように掲げています。

#### ○市民・社会・行政で支える地域の福祉

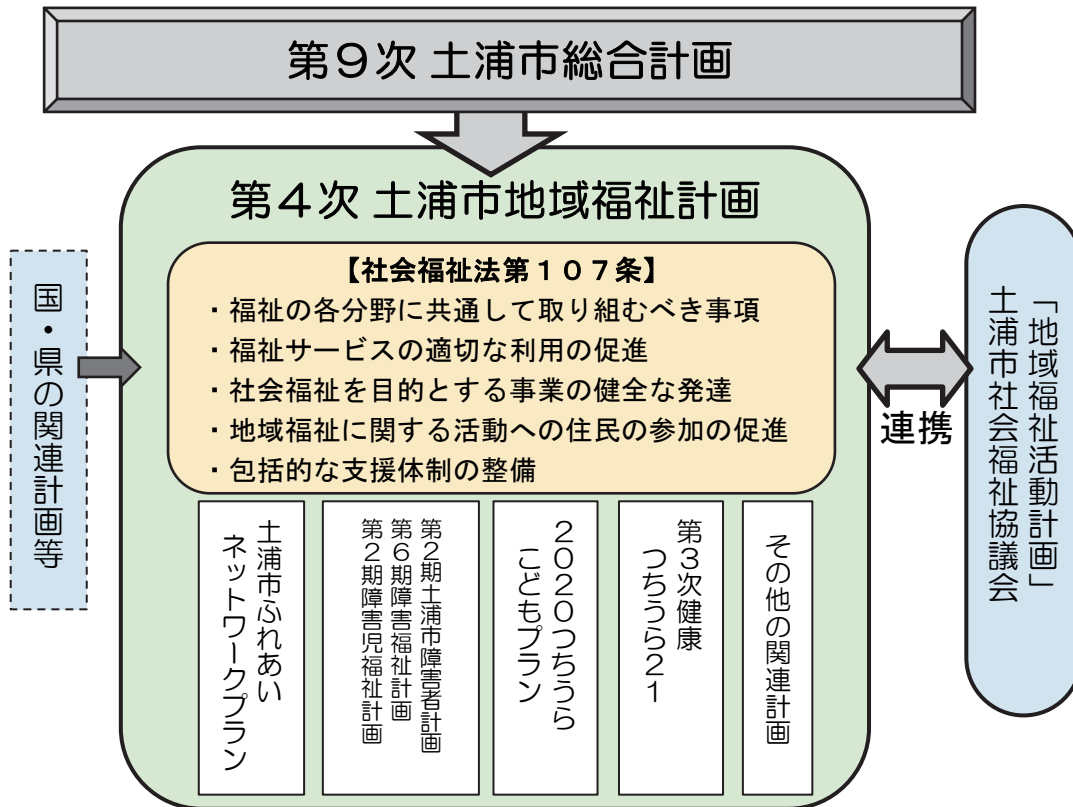
急激な少子高齢化や核家族化の進行、人々の価値観の多様化を背景として、住民同士のつながりや助け合いの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化していることから、家族や行政に加えて、地域全体で福祉を支えていく必要が生じています。

このため、地域社会を基盤とした市民・地域・行政の協働による地域福祉の推進を図ります。あわせて、土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」を基に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の整備を推進することで、地域共生社会の実現を目指します。

本計画は、この「第9次土浦市総合計画」を上位計画とし、福祉・健康分野の個別計画を横断的に結び、今後の施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるとともに、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけます。

また、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完し合う関係となります。

## 第4次土浦市地域福祉計画の体系（イメージ）



### (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、国や県などの動向を踏まえ、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 計画の策定体制と市民参画

#### ① 「土浦市地域福祉計画策定委員会」の設置

土浦市内の地域福祉に関する各種団体の代表、市民、事業者、学識経験者、行政等による「土浦市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項の審議を行います。

#### ② 「土浦市地域福祉計画研究会」の設置

庁内関係各課の担当者による「土浦市地域福祉計画研究会」を設置し、本計画の進捗状況に関する調査・研究を行い、「策定委員会」に必要な資料提供及び意見・提言を行います。

#### ③ 市民アンケート・パブリックコメントの実施

「第3次計画」の進捗状況を踏まえ、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施し、幅広く市民の声を反映した計画づくりとします。



## (4) 本計画とSDGs

本計画の上位計画である「第9次土浦市総合計画」では、SDGsの概念を共通認識として、各基本目標に該当するゴールを位置付けています。

本計画においても、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を意識し、本計画の実施に当たり、SDGsに掲げられた目標のうち、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「16 平和と公正をすべての人に」の3つを施策体系に位置づけ、事業を展開していきます。

### 持続可能な開発目標 SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月に開かれた国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(Leave no one behind)」ことを掲げています。



出典：国際連合広報センターホームページ



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

---

# 1 地域福祉の背景・動向

## (1) 人口

令和2年の土浦市の人口総数は142,074人で、平成12年の調査以降、14万人台の前半で推移しています。年齢別にみると、15歳未満や15～64歳の人口は減少が続いている一方で、65歳以上の人口は増加しており、少子化・高齢化が進行しています。土浦市の高齢化率の割合は29.5%で、国や県と同様に上昇傾向をたどっています。

また、令和2年の土浦市の外国人人口は3,650人となっており、増加傾向が見られます。この傾向は茨城県においても同様となっています。

### ■土浦市人口の推移

単位：人

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
総数※	144,106	144,060	143,839	140,804	142,074
15歳未満	21,076	20,223	18,989	17,312	15,510
15～64歳	100,533	97,194	91,826	85,252	82,307
65歳以上	22,467	26,630	31,968	37,562	40,903

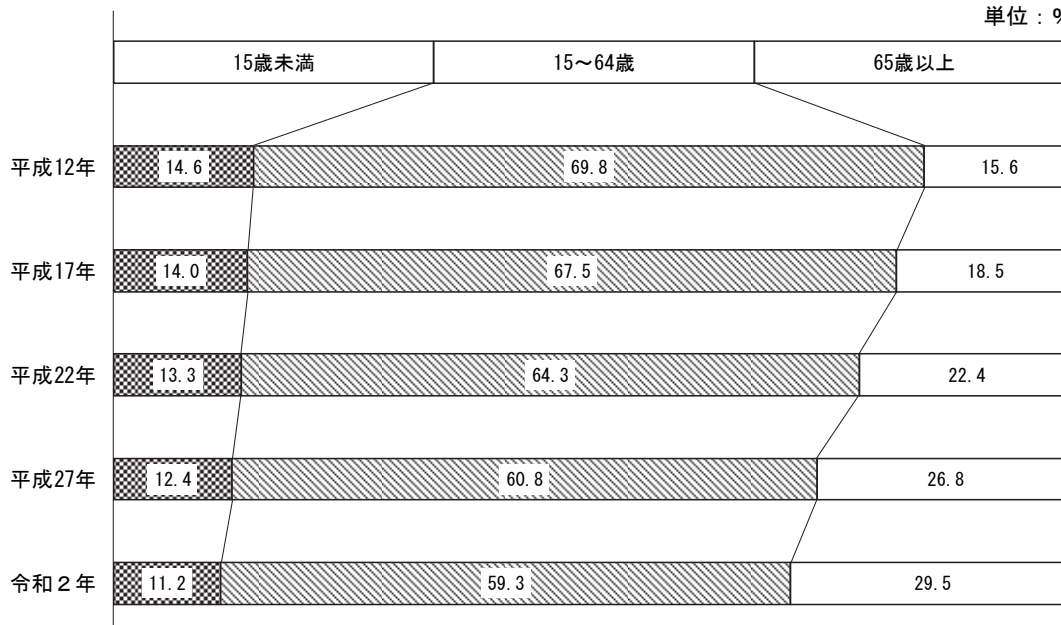
(資料：国勢調査 各年度10月1日時点)

※年齢不詳の方がいるため、各年齢層の合計が総数と一致しないことがあります。

※平成12年度及び17年度の人口は合併前の新治村の人口を含みます。

### ■土浦市人口の年齢3区分の推移

単位：%



(資料：国勢調査)

## ■高齢化率（65歳以上の人口の割合）の推移

単位：％

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
土浦市	15.6	18.5	22.4	26.8	29.5
茨城県	16.6	19.4	22.5	26.8	29.7
国	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

（資料：国勢調査 各年度10月1日時点）

## ■外国人人口の推移

単位：人

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
土浦市	1,850	2,067	2,170	2,534	3,650
茨城県	30,848	37,301	40,477	41,310	57,819

（資料：国勢調査 各年度10月1日時点）

## （2）世帯

令和2年の土浦市の一般世帯数（※）は62,961世帯で増加傾向にあり、一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

18歳未満の子のいる世帯数は11,535世帯となっており、全世帯数に占める割合は18.3%と減少傾向が続いています。母子世帯と父子世帯を合わせた、ひとり親世帯数は、955世帯となっています。

65歳以上の単身者世帯数は7,127世帯となっており、全世帯数に占める割合は11.3%と増加傾向が続いています。また、高齢夫婦世帯数についても7,549世帯と増加傾向が続いています。

## ■土浦市の世帯の状況

単位：世帯、％、人

区分	平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		令和2年度	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
一般世帯数	51,659	100.0	53,530	100.0	56,583	100.0	57,134	100.0	62,961	100.0
18歳未満の子の いる世帯数	15,417	29.8	14,530	27.1	13,674	24.2	12,717	22.3	11,535	18.3
ひとり親世帯数	914	1.8	1,193	2.2	1,202	2.1	1,168	2.0	955	1.5
65歳以上の単身者世帯数	2,591	5.0	3,269	6.1	4,393	7.8	5,665	9.9	7,127	11.3
高齢夫婦世帯数	3,388	6.6	4,386	8.2	5,574	9.9	7,678	13.4	7,549	12.0
1世帯当たりの人員	2.7		2.6		2.5		2.4		2.2	

（資料：国勢調査 各年度10月1日時点）

※「一般世帯」とは施設や寄宿舍等の「施設等の世帯」を除く世帯を指します。

※1世帯当たりの人員の単位は人です。

### (3) 労働力状態

令和2年の15歳以上人口のうち労働力人口は67,551人、就業者数は64,518人となっており、いずれも減少傾向にあります。

#### ■土浦市の労働力状態別人口の状況

単位：人、%

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
15歳以上人口	123,000	123,824	123,794	122,814	123,210
労働力人口	75,871	74,449	73,778	71,479	67,551
うち就業者	72,594	70,306	68,366	67,939	64,518
うち完全失業者	3,277	4,143	5,412	3,540	3,033
非労働力人口	44,908	45,684	45,559	47,097	44,162
労働力率(%)	61.7	60.1	59.6	60.3	60.5

(資料：国勢調査 各年度10月1日時点)

※不詳があるため「労働力人口」と「非労働力人口」の計が15歳以上人口とは一致しないことがあります。

※非労働力人口は、家事従事者、通学者、高齢者などのことです。

※労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示します。

### (4) 出生・死亡

土浦市の出生数は、平成30年以降は1,000人を下回り、人口千人当たりの出生の数を示す出生率は、令和元年以降7人台を下回っています。

死亡数は、年々増加傾向にあり、死亡原因別にみると、悪性新生物(がん)が最も多く、次に老衰、心疾患や脳血管疾患などが続いており、生活習慣病に起因する疾患も多くなっています。

#### ■出生数・出生率

単位：人等

区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生数(人)	土浦市	1,015	1,001	965	879	792
出生率 (人口 千人対)	土浦市	7.4	7.3	7.1	6.5	5.8
	茨城県	7.3	7.2	6.8	6.4	6.2
	国	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8
合計特殊 出生率	土浦市	1.32	1.31	1.31	1.18	1.10
	茨城県	1.47	1.48	1.44	1.39	1.38
	国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34

(資料：茨城県人口動態統計、土浦市こども政策課)

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

## ■死亡数・死亡率

単位：人等

区分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
死亡数（人）	土浦市	1,489	1,507	1,555	1,673	1,650
死亡率 （人口千人対）	土浦市	10.8	11.0	11.4	12.3	12.0
	茨城県	11.0	11.3	11.6	11.9	11.8
	国	10.5	10.8	11.0	11.2	11.1

（資料：茨城県人口動態統計）

## ■土浦市の死因別死亡数

単位：人

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
悪性新生物	412	415	429	468	462
心疾患	192	214	177	219	214
脳血管疾患	131	119	123	140	117
肺炎	136	110	98	97	80
老衰	157	158	184	187	216
不慮の事故	34	43	50	40	40
自殺	29	24	18	22	30

（資料：茨城県人口動態統計）

## （５） 婚姻・離婚

土浦市の婚姻件数は、令和元年以降 700 件を下回っています。離婚件数は、平成 30 年以降ほぼ横ばいで、人口千人に対する離婚率は、茨城県や国と比べてやや高い状況です。

## ■婚姻・離婚の状況

単位：件、%

区分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
婚姻数（件）		731	762	771	669	609
離婚数（件）		315	307	267	258	260
離婚率 （人口千人対）	土浦市	2.20	1.90	2.10	1.90	1.89
	茨城県	1.70	1.60	1.70	1.66	1.57
	国	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57

（資料：茨城県人口動態統計）

## (6) 子ども

令和4年4月時点の保育所・認定こども園・地域型保育施設の利用状況は、保育所が定員 1,890 名に対し入所児童数 1,644 名、認定こども園が定員 1,807 名に対し入所児童数 1,487 名、地域型保育施設が定員 172 名に対し入所児童者数 101 名という状況です。

令和2年5月時点の小学校児童数は 6,644 人、中学校生徒数は 3,421 人です。また、令和2年度の準用保護認定数は、小学校が 725 人、中学校が 439 人の状況です。

### ■土浦市の保育所・認定こども園・地域型保育施設の利用状況

単位：人

区分	定員	入所児童数	年齢別入所児童数（広域保育受託者含む）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育所	公営	490	330	12	51	57	63	76	71
	民営	1,400	1,314	85	203	246	251	269	260
	合計	1,890	1,644	97	254	303	314	345	331
認定こども園	1,807	1,487	21	84	96	352	462	472	
地域型保育施設	172	101	16	38	47	0	0	0	

（資料：土浦市社会福祉の概要 令和4年4月1日時点）

### ■土浦市の準要保護認定者の状況

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
小学校	準要保護認定数	763	750	740	729	725
	児童数	7,096	7,001	6,940	6,736	6,644
中学校	準要保護認定数	437	461	442	446	439
	生徒数	3,587	3,535	3,448	3,481	3,421

（資料：土浦の教育）



## (7) 高齢者

令和3年4月時点の高齢者数は、65～74歳の前期高齢者が20,329人、75歳以上の後期高齢者が20,812人といずれも増加傾向にあります。

介護保険の要支援・要介護認定者数は6,686人でいずれも増加傾向にあります。

要援護高齢者等については、令和3年4月時点で、ねたきり高齢者が1,340人、認知症高齢者が3,261人で令和2年度と比べるといずれも減少傾向にあります。

### ■高齢者の状況

単位：人、%

年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
65～74歳 前期高齢者	20,785	14.5	20,741	14.6	20,355	14.3	20,290	14.3	20,329	14.4
75歳以上 後期高齢者	18,344	12.8	19,163	13.4	20,026	14.0	20,570	14.5	20,812	14.7
計	39,129	27.3	39,904	28.0	40,381	28.3	40,860	28.8	41,141	29.1
総人口	143,182		142,734		142,143		141,655		141,119	

(資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点)

※総人口は、住民基本台帳を基にした人口です。

### ■要支援・要介護認定者数

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
要支援1	429	427	487	478	504
要支援2	532	603	648	677	703
要介護1	1,314	1,379	1,479	1,580	1,563
要介護2	1,219	1,337	1,401	1,392	1,408
要介護3	897	963	1,009	1,039	1,084
要介護4	759	778	783	797	817
要介護5	578	561	567	617	607
合計	5,728	6,048	6,374	6,580	6,686

(資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点)

### ■ねたきり・認知症・ひとり暮らし高齢者数

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ねたきり高齢者	1,238	1,183	1,269	1,379	1,340
認知症高齢者	2,929	2,939	3,244	3,368	3,261
ひとり暮らし高齢者	2,778	2,686	2,632	2,565	2,460

(資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点)

※施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム）の入所者は含みません。

## (8) 障害者

令和3年4月時点の障害者手帳所持者数は、身体障害者が4,188人、知的障害者が1,066人、精神障害者が1,026人です。このほか、精神通院受給者数は2,524人、難病患者福祉手当受給者数は648人（手帳所持と重複あり）となっており、増加傾向にあります。

### ■障害者等の状況

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳所持者数	4,264	4,259	4,252	4,215	4,188
知的障害者手帳所持者数	889	935	1,055	1,011	1,066
精神障害者手帳所持者数	812	875	1,006	960	1,026
自立支援医療（精神通院） 受給者証交付者数	1,855	1,908	2,053	2,209	2,524

（資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点）

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
難病患者福祉手当受給者数	651	556	589	631	648

（資料：土浦市社会福祉の概要 各年度4月1日時点）

## (9) 生活自立支援

令和3年度末時点の生活保護世帯数は1,185世帯、人数は1,407人となっています。保護率は、国や茨城県よりは低いものの、高齢者世帯及び傷病者世帯の増加に伴い、年々増加の傾向にあります。

生活困窮者自立支援事業として実施する相談状況については、令和3年度の状況としては、新規相談受付件数が1,060件、プラン作成件数が155件、就労支援対象者数が155件となっています。

住居確保給付金については、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度より支援額が急増しています。

### ■生活保護の状況

単位：世帯、人、%

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保護世帯（世帯）	土浦市	1,038	1,083	1,120	1,139	1,185
保護人員（人）	土浦市	1,241	1,282	1,318	1,342	1,407
保護率※（%）	土浦市	8.9	9.2	9.5	9.7	9.9
	茨城県	9.6	9.8	9.8	10.0	10.1
	国	16.7	16.5	16.4	16.4	16.2

（資料：土浦市社会福祉の概要 各年度末時点）

※保護率（%）は、人口1,000人当たりの被保護者数の割合を示します。

### ■生活困窮者自立支援事業の相談状況

単位：件、人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規相談受付数（件）	167	132	176	3,734	1,060
プラン作成件数（件）	44	31	11	61	155
就労支援対象者数（人）	42	30	11	62	155
生活福祉資金貸付件数（件）	8	4	24	3,117	1,340

### 住居確保給付金

単位：世帯、人、円等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数（世帯）	21	22	12	151	114
人数（人）	53	51	19	248	189
支援額（円）	3,117,800	2,478,500	1,159,851	27,390,300	17,897,800
支援期間（延月数）	87	71	34	793	525
平均家賃額（円）	35,837	34,908	34,113	34,540	34,091

（資料：土浦市社会福祉の概要）

## 2 地域福祉行政の現状

地域福祉を推進主体別に区分すると、行政では主に市が地域住民に最も身近な行政主体として地域福祉の推進に取り組んでいます。一方、行政以外では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉関連サービス事業者、ボランティア、NPO、地域団体等、多様な主体が地域福祉の推進に取り組んでいます。

### (1) 分野別福祉行政

市では、「第9次土浦市総合計画」を上位計画として、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉について、それぞれの法定計画により計画的に事業を推進しています。

また、その他の社会福祉について、国の法令に基づき生活保護や生活困窮者自立支援等の事業を実施しています。

#### ① 高齢者福祉

高齢者福祉に関する事業は、主に老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した「第8次土浦市ふれあいネットワークプラン（土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」により推進しています。

なお、この計画では、第7次計画の成果や課題、介護保険制度の改正などを踏まえながら、「共にふれあい支え合うまち土浦」を基本理念に、政策目標を「地域包括ケアの充実と推進」として福祉の充実を目指しています。

事業計画としては、次の4項目の施策の柱を設定して、事業を推進しています。

- 介護予防の推進・生活支援サービスの充実
- 認知症施策の推進
- 多職種連携の推進
- 安心して暮らせる環境づくり

## ② 障害者福祉

障害者福祉に関する事業は、主に障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した「第2期土浦市障害者計画・第6期土浦市障害福祉計画・第2期土浦市障害児福祉計画」により、「ともに支え合い 誰もが安心して暮らせる まちをめざして」を計画の基本理念に定め、事業計画としては次の4項目の施策の柱を設定して推進しています。

- あたたかな安心できるまちづくり
- すべての子がいきいきと育つまちづくり
- 就労や多様な社会参加の促進
- 総合的な福祉サービスの提供

## ③ 児童福祉

児童福祉に関する事業は、主に子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「2020つちうらこどもプラン」により推進しています。

この計画は、「子ども自身の育ちを支える」「子育て家庭を支える」「地域全体で子育てを支える」の3つの基本理念を掲げ、「子どもの笑顔があふれるまち 土浦」をキャッチフレーズとし、事業計画としては次の3項目の施策の柱を設定して推進しています。

- 質と量を重視した教育・保育及び地域子育て支援の充実
- 子どもの育ちに応じた保健医療・福祉の推進
- 子育て家庭を取り巻く環境の整備と市民協働の推進

## ④ 社会福祉

生活に困窮する方への支援としては、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から自立相談支援事業並びに住居確保給付金の支給を開始し、平成28年度には学習支援事業、令和3年度に就労準備支援事業、令和4年度からは家計改善支援事業の開始と事業拡大し、自立支援策の強化に努めています。

それでもなお生活に困窮している方には、その程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度を適正に実施し、自立援助として就労支援等を行っています。

## (2) 地域福祉行政

これまでの生活・福祉課題の多くは、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等の関連する分野別の福祉行政で対応してきました。しかし、今日では、市民の生きがい活動や権利擁護、災害時要配慮者対策、男女共同参画社会の構築、バリアフリーのまちづくり等の分野において、横断的で総合的な対応が求められているため、「土浦市地域福祉計画」により、従来の枠を超えて新たな地域福祉行政を展開しています。

さらに、保健・医療分野との連携をはじめ、教育や生涯学習、防災、まちづくり等の様々な行政分野と連携して事業の推進を図っています。

分野を超えた共通の課題等に対応している主な事業の現状は次のとおりです。

### ① 災害時要配慮者対策

各種の災害から市民の安全を守る対策は、土浦市地域防災計画に基づき計画的に推進しています。

### ② 人権尊重・権利擁護

子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待防止法が整備されており、関係機関等によるネットワークを構築して事業を推進しています。

### ③ ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）

地域で支援を必要とする全ての人を対象とし、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるようにふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）を推進しています。

### ④ バリアフリーのまちづくり

障害のある人や高齢者、子どもや妊婦等が安心して移動したり、快適に過ごせるように道路や施設、公共交通、民間の集客施設等のバリアフリー化を計画的に推進しています。

### ⑤ 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を構築するために「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を令和3年3月に策定して、総合的に事業を推進しています。

### ⑥ 福祉意識の啓発

市民の福祉意識の啓発は、主に広報つちうらや市の公式ホームページ、また、社会福祉協議会の社協だより等を活用して実施しています。

## ⑦ ボランティア活動の振興

ボランティア活動は、市民の自己実現と社会貢献についての学習の場であるとともに、市民相互の自主的な助け合い・支え合いの地域福祉の実践として、事業の振興を図っています。

## ⑧ 住民参加型在宅福祉サービス

住民参加型在宅福祉サービスとして、土浦市社会福祉協議会では友愛サービス事業やファミリーサポートセンター事業を実施しており、会員制により家事援助・子育て支援サービスを提供しています。

## ⑨ 生きがい活動の支援

高齢者や障害のある人の雇用・就労の確保、文化・スポーツ・レクリエーションの振興により生きがい活動を支援しています。また、シルバー人材センターや高齢者クラブへの支援、障害福祉サービス等による就労支援を実施しています。

## ⑩ 健康づくりの推進

「第3次健康つちうら 21 土浦市健康増進計画～笑顔があふれる 健康なまちつちうら～」(令和元年度策定)により、市民の主体的な健康づくりや生涯にわたる食育を推進しています。

## ⑪ 相談業務の充実

相談業務は、行政機関の窓口をはじめとして、民生委員・児童委員、民間団体・事業者等を含めて多様な形態で実施しています。

## 3 地域福祉の担い手の現状

地域共生社会を目指すためには、市民一人ひとりが地域の福祉課題について「我が事」としてとらえ、活動していくことが重要です。

近年では、地域の企業もさまざまな活動や取り組みに賛同し、地域振興や福祉課題に取り組んでいます。

土浦市でも、行政以外に地域福祉の推進を担う様々な市民団体や民間事業者が活動しています。地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・福祉・医療関係者等と連携しながら要援護者やその家族の支援を行う「土浦市ふれあいネットワーク」において、土浦市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、町内会（自治会）等は、重要な役割を果たしています。

今後はこのような福祉の担い手とともに、市民や企業を巻き込みながら地域福祉の輪を広げていくことが重要です。

### (1) 土浦市社会福祉協議会

#### ① 土浦市地域福祉活動計画

土浦市社会福祉協議会では「第4次土浦市地域福祉活動計画」をもとに、市の地域福祉事業と密接に連携して事業を推進します。

この計画は、基本理念を「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり～みんなが自分らしく みんなで支え合い みんなの地域（まち）をつくろう～」として、次の3つの基本目標のもとに各種事業を推進しています。

基本目標	
基本目標1	自分のまちや福祉のことに興味を持って みんなで活動して参加しましょう
基本目標2	小さな支え合いの輪（和）をつくり つながるまちにしましょう
基本目標3	安心して暮らせるまちの仕組みをつくりましょう

#### ② 地域福祉事業

土浦市地域福祉活動計画で位置づけている地域福祉事業は、土浦市地域福祉計画と連携して、市民の身近な地域で多様な形態で実施されています。

地域福祉活動や高齢者・障害者・児童福祉の推進等の分野別の福祉事業とともに、ボランティア活動の振興事業、介護保険サービスや障害福祉サービス等の指定事業者としての事業、在宅福祉サービス事業等の地域福祉に関する幅広い事業を実施しています。



## (2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

その職務は、住民の生活状態の適切な把握、生活困窮者、高齢者、母子・父子家庭、障害者などの要援護者への相談・援助、関係行政機関の業務協力などで、社会奉仕の精神に基づく活動を行っております。

土浦市では、236人の委員が活動しており、令和3年度は、相談・支援件数が4,445件、その他の活動件数が15,978件、訪問回数が31,861回、連絡調整回数が19,528回、活動日数が28,784日となっています。

令和3年度の相談・支援件数の分野別の内訳としては、高齢者に関することが2,383件、障害者に関することが247件、子どもに関することが1,138件など、合計4,445件となっています。

### ■土浦市の民生委員・児童委員の活動状況（令和3年度）

単位：件、回、日

		項目	件数	項目		件数	
相談・支援 件数	(内容別)	在宅福祉	187	その他の活動件数	調査・実態把握	1,507	
		介護保険	124		行事・事業・会議への参加・協力	1,594	
		健康・保健医療	195		地域福祉活動・自主活動	5,545	
		子育て・母子保健	28		民児協運営・研修	7,066	
		子どもの地域生活	101		証明事務	255	
		子どもの教育・学校生活	550		要保護児童の発見の通告・仲介	11	
		生活費	149	計	15,978		
		年金・保険	8	訪問回数	訪問・連絡活動	22,118	
		仕事	35		その他	9,743	
		家族関係	103	計	31,861		
		住居	85	連絡調整回数	委員相互	11,485	
		生活環境	284		その他の関係機関	8,043	
		日常的な支援	1,357	計	19,528		
		その他	1,239	活動日数	28,784		
	計	4,445					
	(分野別)	高齢者に関すること	2,383				
		障害者に関すること	247				
		子どもに関すること	1,138				
		その他	677				
		計	4,445				

(資料：土浦市社会福祉の概要)

### (3) ボランティア・NPO

#### ① ボランティア

社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティアによる在宅福祉サービスを推進するため、ボランティアの養成研修事業、ボランティア組織化事業、登録・斡旋事業、活動基盤づくり事業等を実施しています。

令和3年度、ボランティアサークル連絡協議会には19サークル・団体が登録しています。

このほか、ボランティア活動は、ボランティアセンターに登録していない個人や団体・企業等による自主的な活動も展開されています。

#### ② NPO

NPOは収益分配を目的としない社会貢献活動を行う団体のことで、本市においては福祉や環境、まちづくり等様々な事業を行うNPO法人(特定非営利活動法人)が設立されています。令和3年度、44法人となっており、このうち、福祉・保健・医療に関わるNPOは30法人です。

### (4) 福祉サービス事業所

福祉サービスを提供する施設・事業所は、本市の地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。

なお、これらの施設・事業所については、主に対象分野別の法定計画に基づいて計画的に基盤整備が図られています。

#### ① 高齢者福祉

市内には3か所の老人福祉センターがあります。このほか、介護保険関係施設・事業所等は、令和3年4月時点で、105か所となっています。

#### ② 障害者福祉

市内の障害福祉サービス等を提供する施設・事業所は、令和3年4月時点で、46か所あります。

#### ③ 児童福祉

市内の認可保育所(園)は、令和3年4月時点で、公立5か所、民間17か所の計22か所あり、認定こども園が、10か所あります。このほか、子育て支援関連施設が8か所、児童養護施設が5か所あります。

## (5) 地域団体

### ① 町内会（自治会）

町内会（自治会）は、地域住民の自主的な総意に基づき「快適で明るくすみよいまちづくりを進める」目的で結成された任意の組織で、コミュニティづくりの中心的な担い手として、地域住民の連携とふれあいの場、地域課題の発見と共同解決の場として位置づけられています。令和3年度、171の町内会（自治会）があり、約5万世帯が加入しています。

また、市と地域住民との行政連絡を密にし、住民福祉の増進と円滑な市政運営のために地区長制度を設けており、町内会（自治会）からの届け出によって地区長を委嘱しています。地区長は、市との連絡調整に関することや地域住民からの要望事項の取りまとめに関することなどを行っています。

### ② 消防団・自主防災組織

消防団は、市条例により設置されており、団員は491名で地域の奉仕団体として火災・水害・地震・台風などの有事の際にはいち早く災害発生現場に駆けつけ、市民の「生命と財産」を守っています。

自主防災組織は、「自分達のまちは、自分達で守る」という意識のもとに、町内会（自治会）を中心として自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織です。

### ③ 高齢者クラブ

高齢者クラブは、概ね60歳以上の方が加入でき、教養の向上、健康の維持、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、福祉の増進を図ります。行政では、高齢者が自主的に仲間とともに生きがい活動を行う場として位置づけ、クラブの振興を図っています。令和3年度、86クラブあり、3,123人が加入しています。

### ④ 障害者団体・保護者会等

障害のある人が組織する団体や施設・サービスを利用する保護者会（親の会）等は、サービス利用の当事者として、利用しやすいサービス利用の促進や事業の健全な発達に貢献しています。令和3年度、8団体あります。

### ⑤ 子ども会育成会

子ども会育成会は、市民一人ひとりが手をたずさえて地域における児童の友愛と自主性を養成するとともに、福祉を増進し、青少年の健全育成を図ることを目的としており、異年齢児の中で集団活動を基本とした活動を行っています。令和3年度、単位子ども会は147団体、会員数は10,706人です。

## 4 市民アンケート結果の概要

市民の福祉に対するイメージ、地域活動への参加状況などの実態を把握し、第4次土浦市地域福祉計画策定における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

### 調査の概要

- 対象地域：土浦市全域
- 対象者：土浦市在住の18歳以上（住民基本台帳から無作為抽出）
- 調査期間：令和4年3月29日（火）～4月22日（金）
- 調査方法：郵送配付－郵送回収、WEBアンケート調査
- 回収結果

調査年	配付数	回収数	回収率
令和4年	1,988件	668件	33.6%
平成29年	1,991件	774件	38.9%
平成24年	2,000件	869件	43.5%

### (1) 近所の人との関わりについて

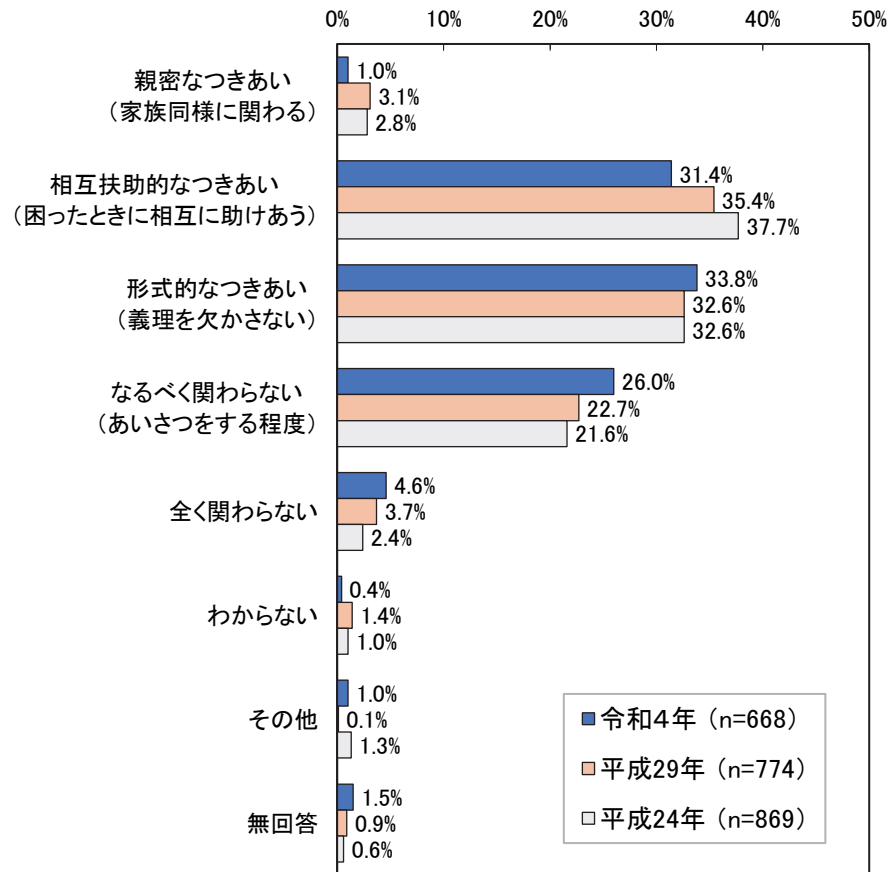
近所の人との「実際」の関わりは、「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」が最も高くなっていますが、「実際」の関わりでは31.4%に対し、「好ましい」関わりでは56.9%と6割台半ばとなっています。

#### 【課題】

「実際」の関わりでは、「形式的なつきあい（義理を欠かさない）」や「なるべく関わらない（あいさつをする程度）」の割合が高くなっています。

一方、「好ましい」関わりでは、「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」が、前回の調査より減少しているものの依然として割合が高く、地域住民の関わりを深めていく取組が求められます。

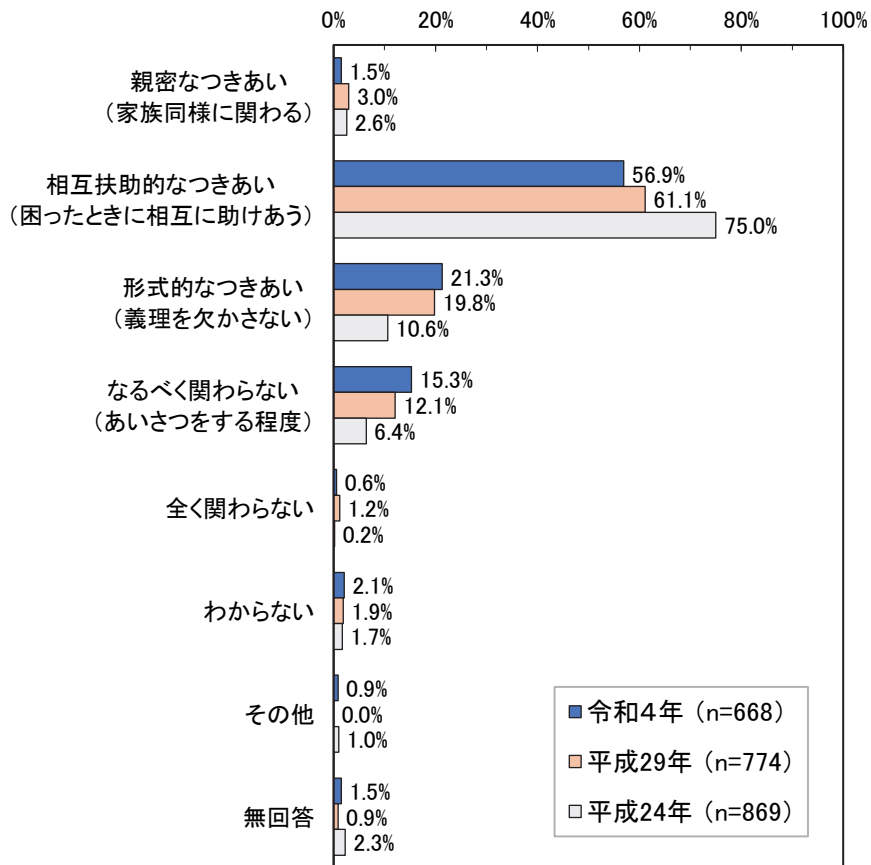
質問内容 あなたは、近所の人とどのように関わっていますか。(単数回答)



※グラフ中のnは、回答者数を表しています。(以下同様)

質問内容

あなたは、近所の人との関わり方としてどのような形が好ましいと思いますか。(単数回答)



## (2) 地域活動への参加について

地域活動に参加している割合は、「年に1、2回程度参加している」方も含めて、5割近くとなっています。

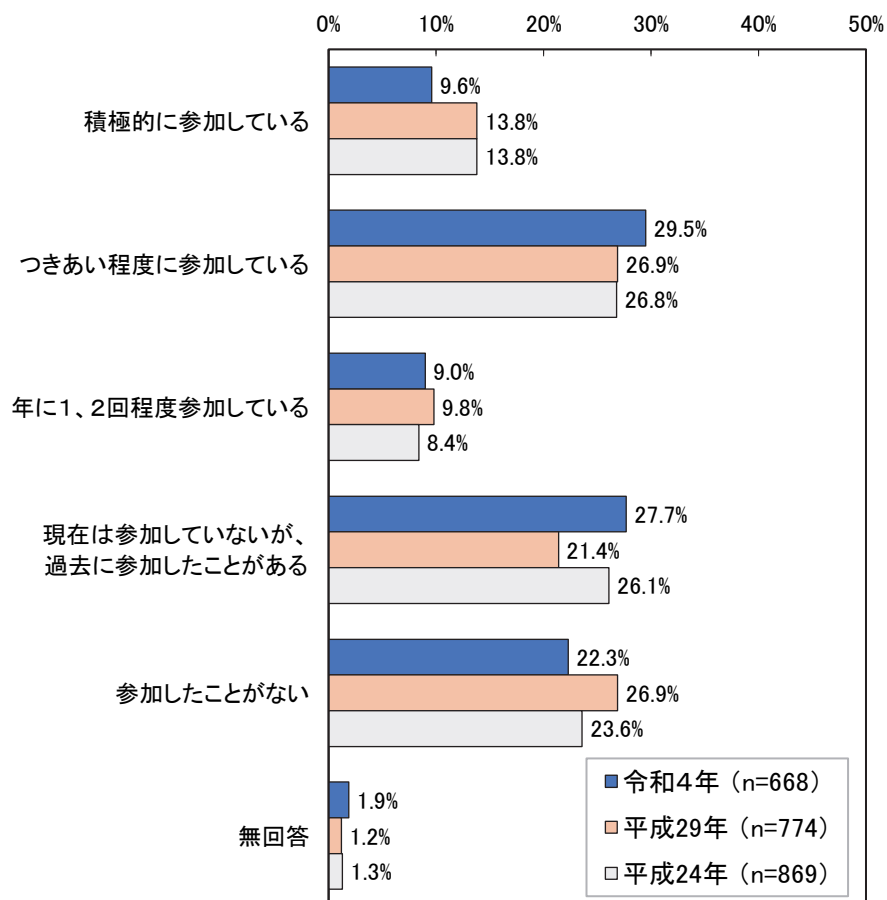
現在地域活動に参加していない理由は、「仕事や家事で時間がない」の割合が最も高く、「興味がない」や「参加してもメリットがない」の割合も高くなっています。

### 【課題】

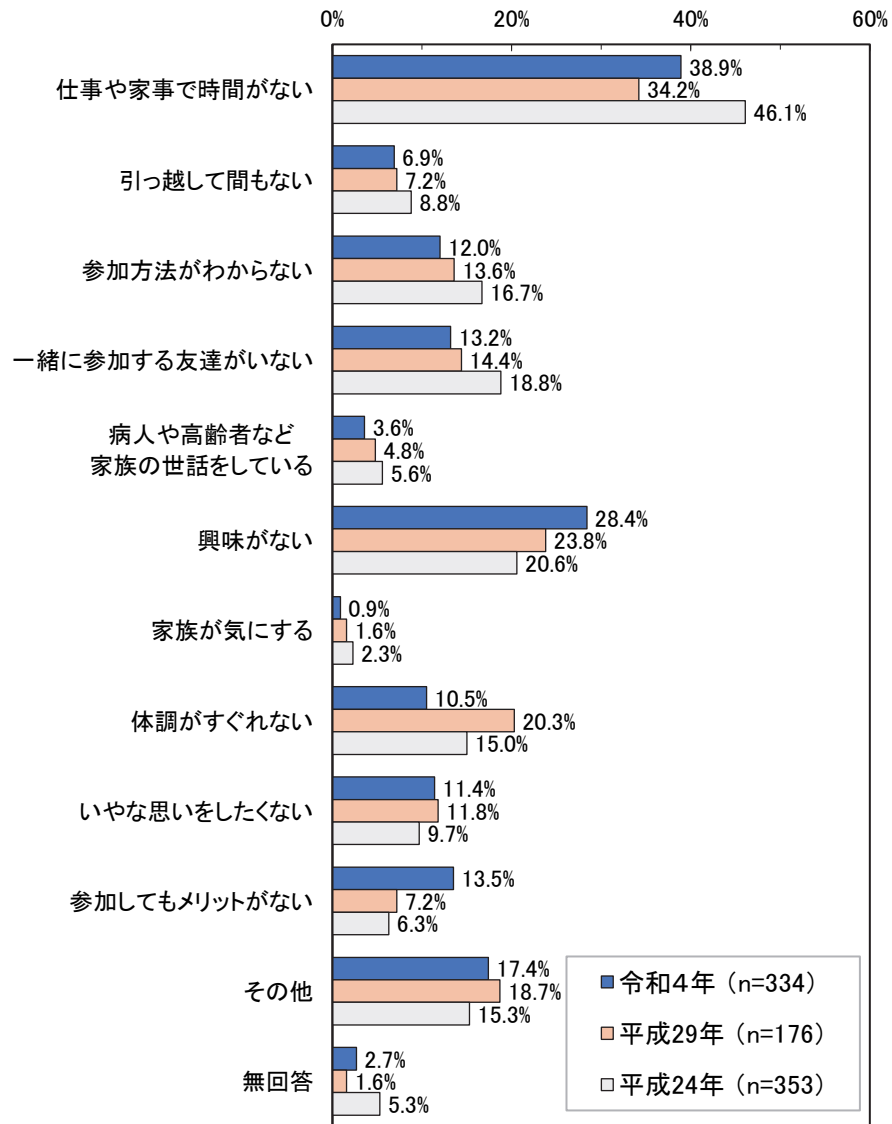
市民の地域活動への参加を促進するためには、気軽に地域活動に参加できるような環境づくりが必要となります。

また、地域活動に「興味がない」、「参加方法が分からない」方に対し、必要な情報の提供やきっかけづくりが必要となります。

質問内容	あなたは、現在、町内会（自治会）、子ども会、PTA、高齢者クラブなどの地域活動にどの程度参加していますか。（単数回答）
------	---



質問内容 現在参加していない理由は何ですか。(複数回答)  
 (上記の問で「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」「参加したことがない」と回答した方のみ。)





### (3) ボランティア、NPO活動への参加について

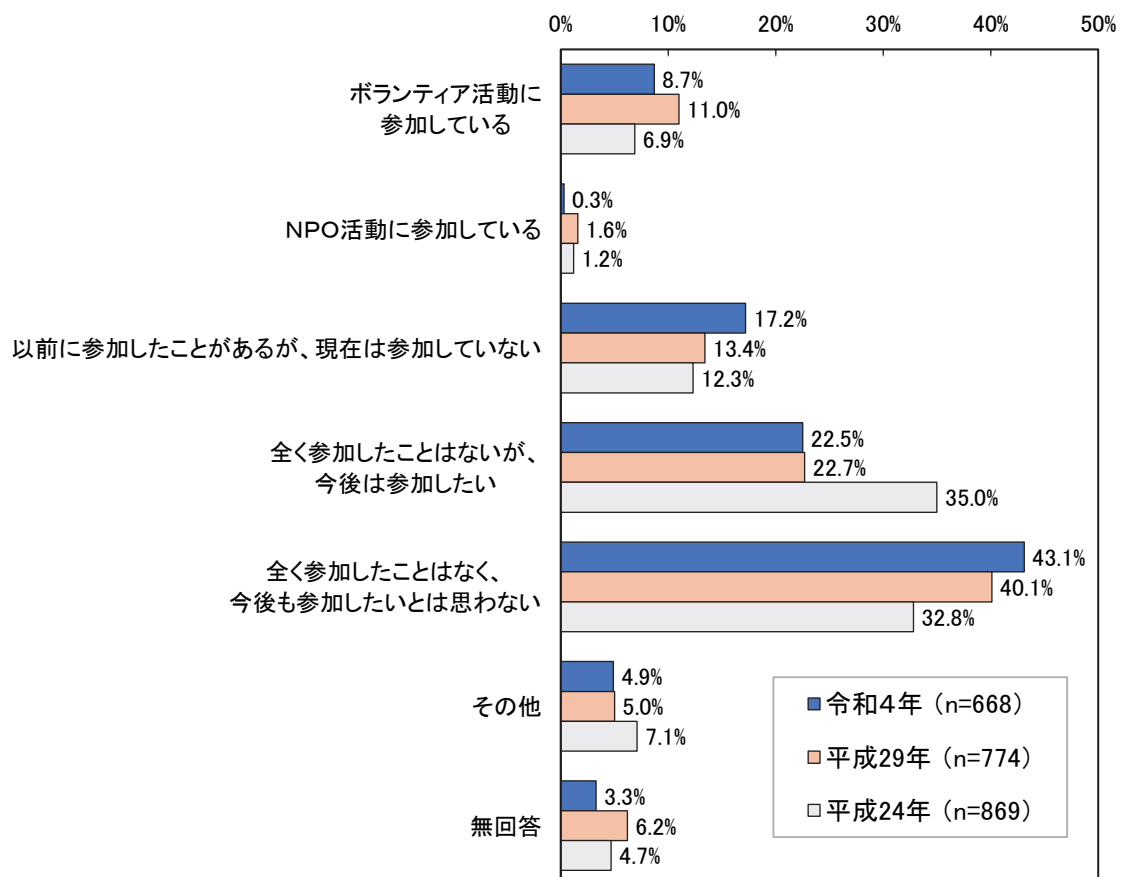
ボランティア活動に参加している割合は、平成29年よりも減少しています。また、「全く参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が増加しています。

#### 【課題】

ボランティア活動への参加の割合や、今後の参加意欲は調査ごとに減少傾向にあります。

ボランティア活動などへの市民の参加意欲を高めるために、興味や関心のあること、自分の特技や技術を活かすことができるボランティア・市民活動、福祉活動等へ参加できる場づくりが必要です。

質問内容	あなたは、現在、ボランティア活動やNPO活動に参加していますか。 (単数回答)
------	--



#### (4) 情報の入手について

福祉サービスに関する情報については、「入手できている」と考えている方が1割台半ばなのに対し、7割近くの方が「入手できていない」と考えています。

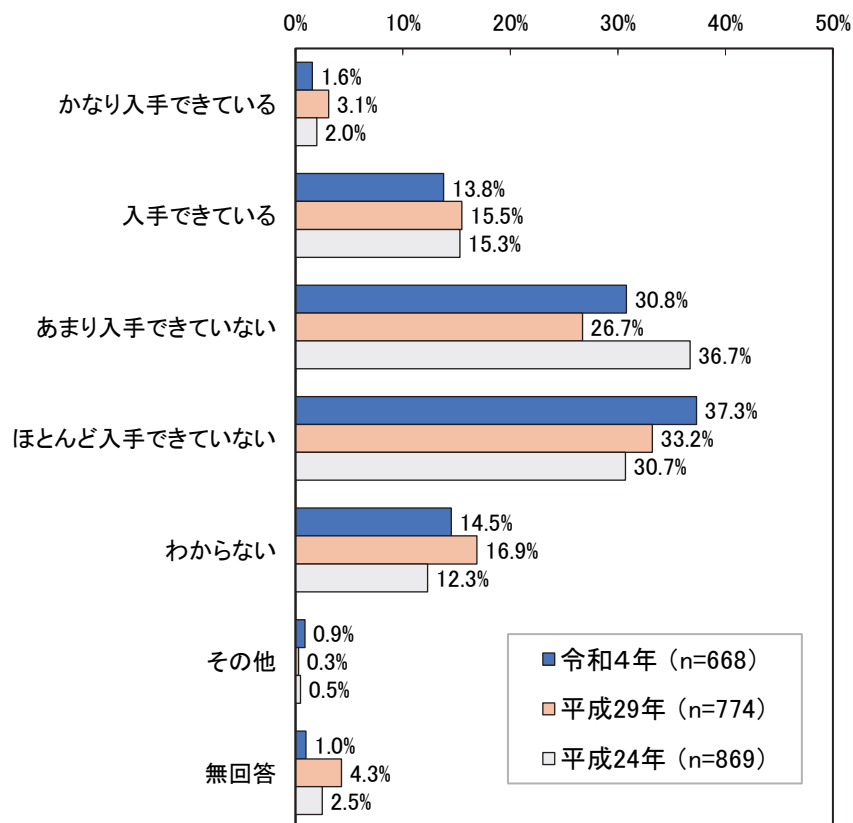
福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報紙」が6割台半ばと最も高くなっているものの、過去の調査と比べると減少しており、「社会福祉協議会の社協だより」、「新聞、雑誌」、「町内会（自治会）の回覧板」についても同様です。一方、「インターネット」の割合は調査ごとに増加していく傾向にあります。

#### 【課題】

福祉サービスの利用者が、必要なサービスを自ら選択することができるようにするため、分かりやすい情報の提供が求められています。

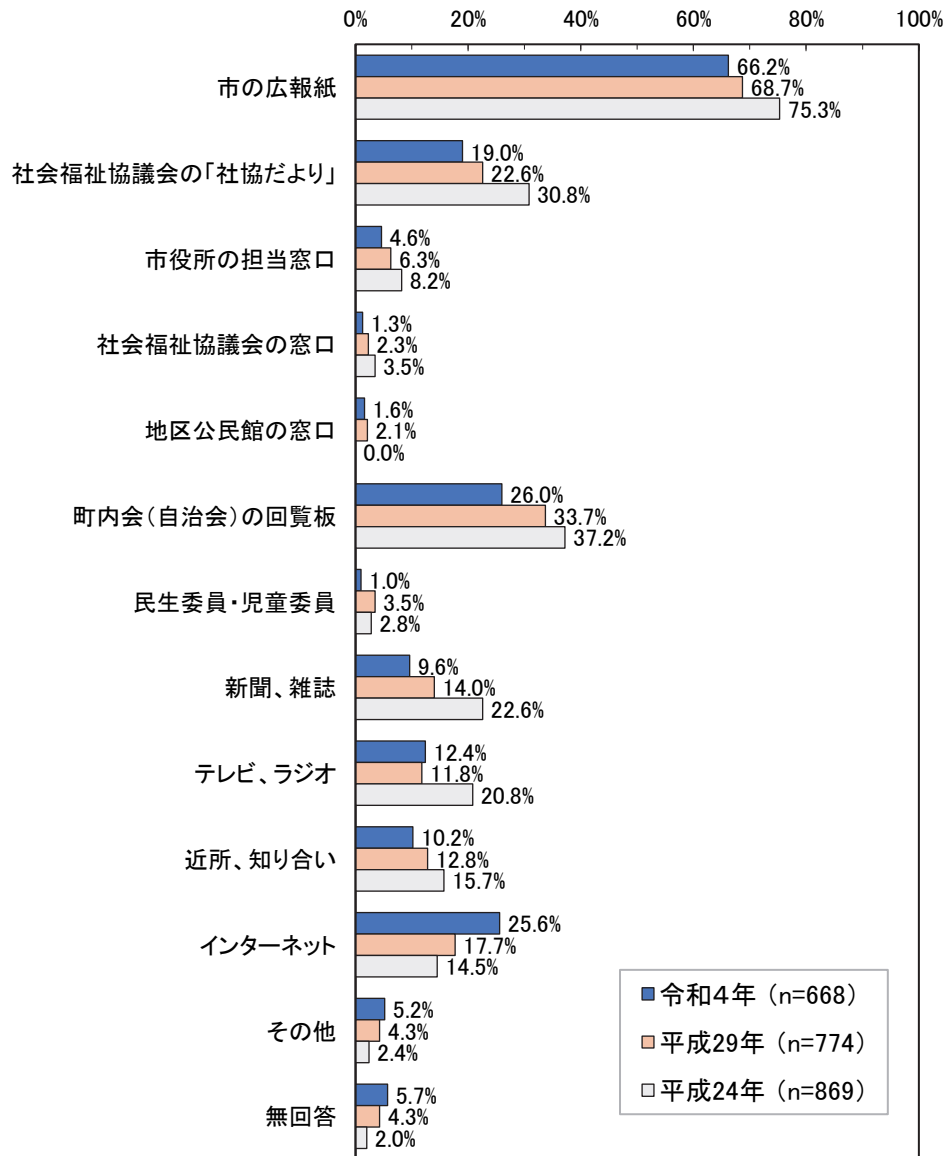
福祉サービスに関する情報の入手方法は、「市の広報紙」、「町内会（自治会）の回覧板」の割合が高くなっています。また、「インターネット」から情報を入手する方が年々増加しており、ホームページ等のさらなる充実が求められています。

質問内容	あなたは、福祉サービスに関する情報をどの程度入手できているとお考えですか。（単数回答）
------	---



質問内容

あなたは福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(複数回答)



## (5) 災害時に必要な支援や災害時の備えとして必要な取組について

災害発生時の住民同士に必要な支援は、「災害直後の安否確認や声かけ」が8割近くと最も高く、次いで「災害や避難に対する情報の収集・交換」が7割近くとなっています。

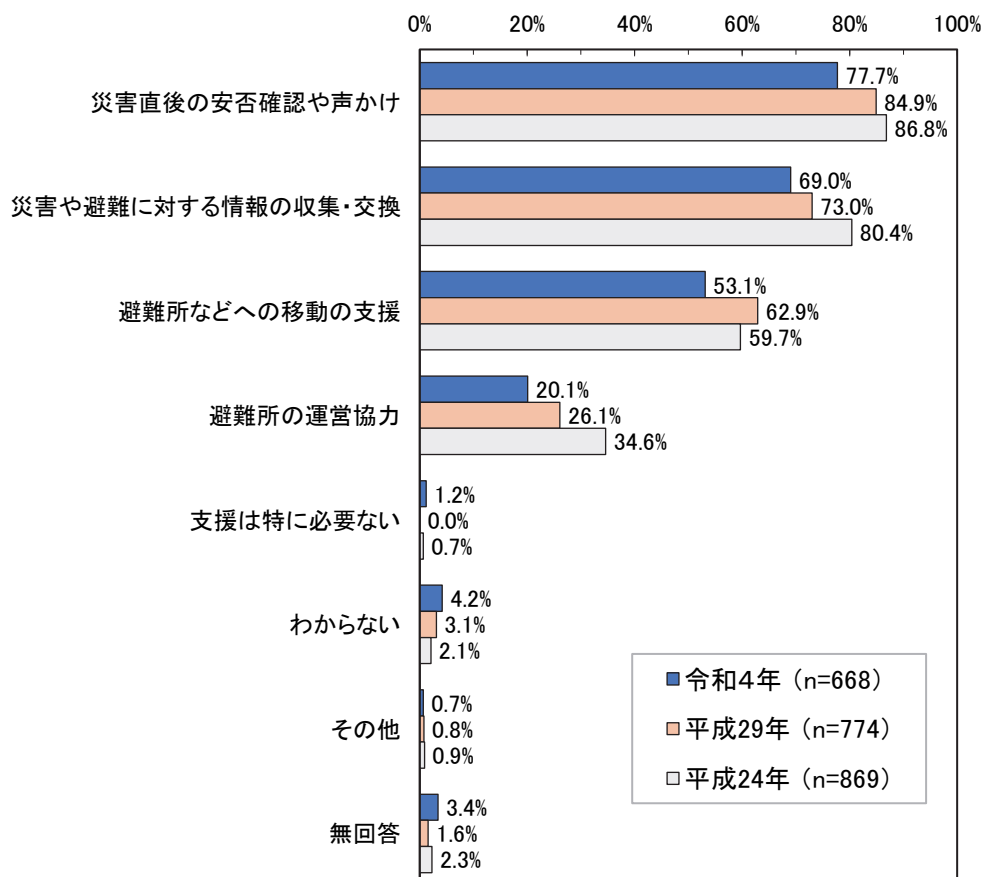
地域における災害時の必要な備えは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が5割台半ばと最も高くなっています。また、「わからない」が調査ごとに増加していく傾向があります。

### 【課題】

アンケート調査結果から災害時の安否確認や声かけ、避難時の手助けなどが求められていることがわかります。また、「わからない」が調査を重ねるごとに増加する傾向にあるため、災害に関する正しい情報の提供や普及・啓発活動が求められています。

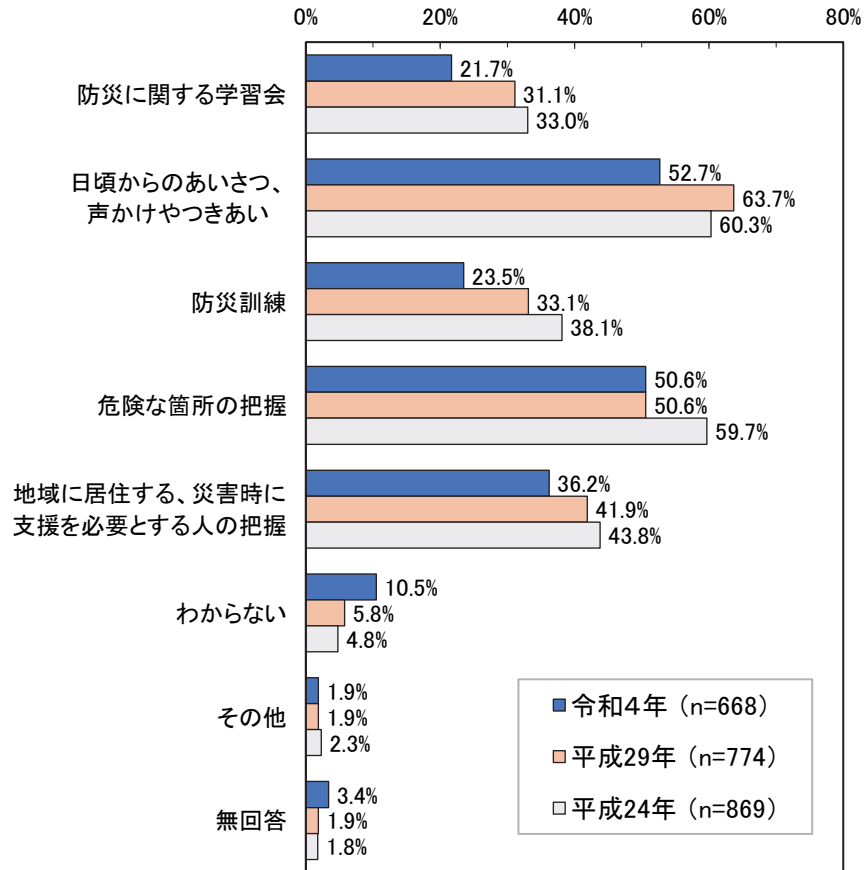
今後も安否確認や避難に手助けを必要とする方への対策の充実を図り、地域の支援体制を構築するとともに、いざという時に住民同士が助け合うことができるよう、地域コミュニティの活性化を図ることが必要となります。

質問内容	あなたは、災害が起きた場合に、住民がお互いにどのような支援を行うことが必要だと考えますか。(複数回答)
------	---



質問内容

地域における災害時の備えとして、今後、あなたの地域で取組が必要と思われることは次のどれですか。(複数回答)



## (6) 成年後見制度について

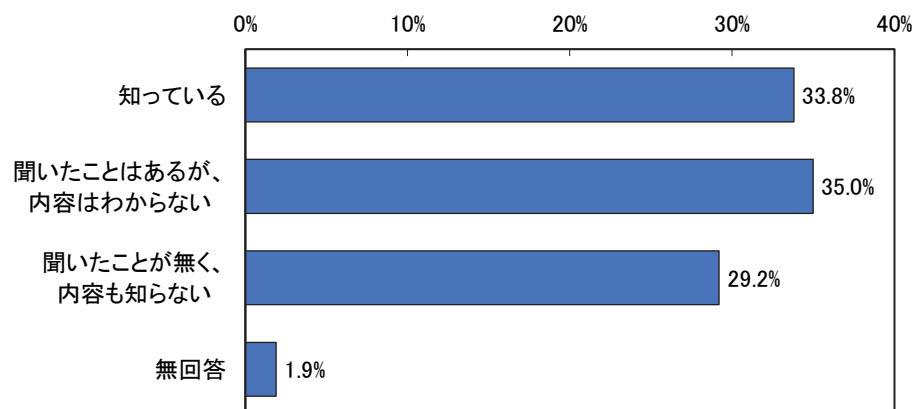
成年後見制度の認知度については、「聞いたことはあるが、内容はわからない」と回答した方が35.0%と最も高くなっています。

### 【課題】

成年後見制度の認知度について、「聞いたことが無く、内容も知らない」も3割近くとなっており、今後は、より効果的な制度の広報や周知活動を行っていくことが課題となります。

今後、さらに高齢化が進み、認知症高齢者等で制度の利用を必要とされる人が、尊厳のある本人らしい生活を継続する手段のひとつとして、成年後見制度の利用を選択できるよう制度の周知が重要となります。

質問内容	成年後見制度とは、認知症高齢者や障害者など、判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を選任してもらう制度です。あなたは「成年後見制度」について知っていますか。(単数回答)
------	--



## (7)「福祉」への関心について

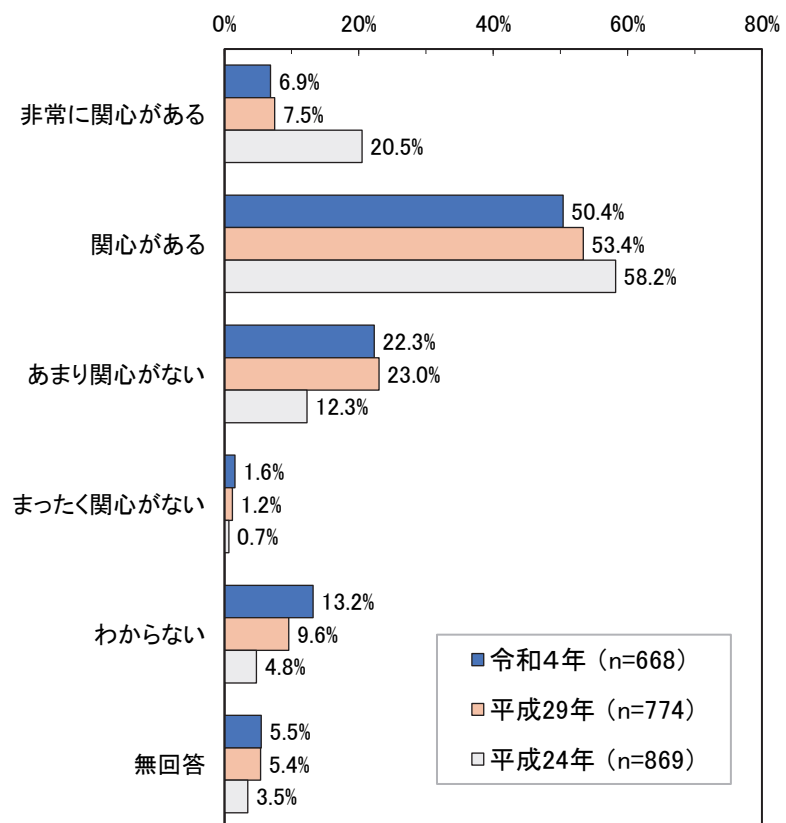
「福祉」への関心については、「非常に関心がある」と回答した方が調査ごとに減少しており、平成24年と比べると13.6ポイント減少しています。

### 【課題】

福祉意識の醸成を図るために、福祉教育や福祉意識の啓発を推進し、地域福祉の「お互いに助け合い、支え合う」意識を高め、地域社会に福祉のこころを育てることが重要となります。

また、福祉のこころを育成するため、小中学生をはじめ専門学校や団体、企業を対象とした福祉教育の推進を図る必要があります。

質問内容	あなたは、「福祉」に関心がありますか。(単数回答)
------	---------------------------



## (8) 土浦市の地域福祉を推進するために今後必要なことについて

土浦市の地域福祉を推進するために今後必要なことについては、「身近な相談窓口の充実」が46.3%と最も高くなっています。過去の調査と比べると「利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化」の割合は調査ごとに増加していく傾向にあります。

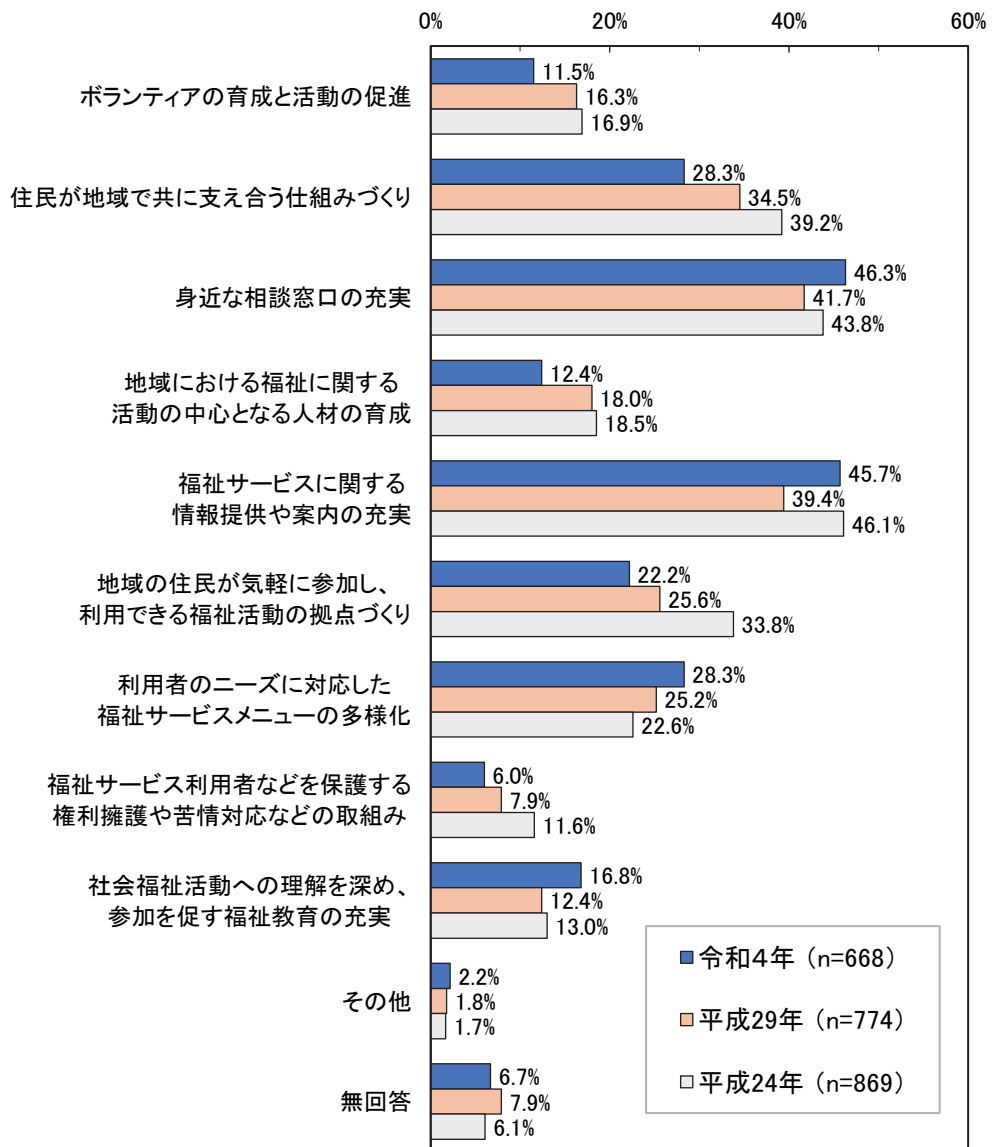
### 【課題】

土浦市の地域福祉としては、「身近な相談窓口の充実」、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」などの回答が多く、情報を必要とする人にわかりやすく福祉サービスの仕組みを伝えることや、高齢者や障害のある人など、情報を入手しづらい人への対応など、様々な情報の提供方法を検討し、より多くの人に分かりやすい情報提供を行う必要があります。

引き続き、身近な相談機関や民生委員・児童委員などについてわかりやすい周知に努め、相談、指導を行う専門職員や専門機関など社会資源の充実と連携を図るとともに、地域福祉の課題について身近なところで包括的に相談支援ができる体制を構築することが必要です。



質問内容 あなたは、本市の地域福祉を推進するため、今後何が必要だと思いますか。(複数回答)



## 5 地域福祉住民懇談会の概要

土浦市社会福祉協議会では、市内各地区のさまざまな問題や、市全体で解決すべき課題などを明確にし、解決のためのアイデアや今後各地区が目指すべき姿について、地域の方々の意見を伺うため、令和4年8月から9月にかけて、8中学校区で地区懇談会を実施しました。

懇談会では、高齢者・子どもに関することや、地域活動の減少、地域活動における担い手不足など、幅広い意見が寄せられ、今後の本市における地域福祉推進の方向を示唆していると言えます。ここでは、その一部を紹介します。

### 高齢者に関すること

- 多数あった高齢者クラブが減少し、高齢者の居場所やつながりが失われている。高齢者クラブの新設を検討すべきである。
- 高齢者の免許返納が叫ばれていますが、返納したら高齢者はどこにも行けなくなるため、必要としているところに行けるような手段を検討してほしい。

### 子どもに関すること

- 子どもたちが安心して自由に遊べる場が必要。そのほかにも、若い世代が悩みを相談できる居場所となるような場所を、既存の施設を利用しながらつくることできないか。
- 地区を越えた、ボランティア活動などで得た経験も子どもたちの大きな糧になる。
- 子どもたちが大きくなったあとも、継続して親子で地域に関わりをもつことが重要。

### 地域福祉活動の減少に関すること

- コロナの時期でもあり、地域の行事がストップして全く交流の場がなくなった。コロナが去っても、以前のような交流の場が戻るのか心配である。
- 若い世代が興味を示す地域活動が少ないと感じる。まずは若い世代の意見を聞くことからはじめ、行事や活動の中心になってもらう必要がある。

### 地域福祉活動の担い手不足に関すること

- ボランティア活動に関して周知が不足していると感じるので、社協や市で各種ボランティアの紹介などを積極的に行って欲しい。
- 自治会や班活動が年々希薄になっている。このような活動やつながりの重要性を知ってもらうための機会が必要。

### その他

- さまざまな困りごとを抱えている人に対して、最も助け合いが必要になるのは災害時だと思う。地区ごとに誰が何をするのかを明確にし、しっかりと情報を共有することが重要。
- 居住者が多国籍化しているため、言葉の壁があり交流が進んでいない。

## 6 第4次土浦市地域福祉計画に向けた重点課題

本市における地域福祉を取り巻く現状、市民アンケート結果及び地域福祉住民懇談会の結果等から、今後、取組を強化する必要がある重点的な地域福祉課題を次のとおり整理しました。

### (1) 包括的な支援体制の構築

高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域でのつながりが弱まっており、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

また、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア世帯）など、様々な分野の課題が複雑に絡み合い、対応が困難なケースが増加しています。

そのような中、本市では、高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象として、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援する、ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）を推進してきました。

今後ますます多様化・高度化する福祉ニーズに对应していくため、生活上の困難を抱える方を地域全体で支え合う包括的な支援体制を充実させ、切れ目のない支援を推進していくことが求められています。

### (2) 適切な情報の提供

市民アンケートでは、7割近くの方が「福祉サービスに関する情報を入手できていない」という結果となっています。

行政をはじめ、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなどが様々な活動をしていても、それを必要としている人たちに、その情報が届かなければ、福祉サービスの利用にはつながりません。

福祉サービスの情報を的確に伝えることは、非常に重要なことであり、福祉サービスの利用者が、必要なサービスを自ら選択することができるようにするため、効果的な情報提供が求められています。

また、地域活動に「興味がない」、「参加してもメリットがない」の回答が調査ごとに増加しており、今後は興味を持ってもらえる活動やきっかけづくりが必要となります。

### **(3) 避難行動要支援者に対する支援**

本市では、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者（旧災害時要援護者）名簿の整備を図ってきましたが、避難行動要支援者が災害時により安全に避難できるよう、対象者全員の名簿登録とともに、避難・誘導體制について検討し、整備を図ることが必要となっています。

また、市民アンケートでは、災害発生時に住民同士に必要な支援は、「災害直後の安否確認や声かけ」が最も高く、「相互扶助的な近所づきあい」が、災害時においても重要な課題であることが分かりました。

避難行動要支援者対策の充実を図り、地域の支援体制を構築するとともに、有事の際に住民同士が助け合うことができるよう、地域コミュニティの活性化を支援していくことが求められています。

### **(4) 児童や高齢者、障害のある人等の人権尊重と権利擁護**

本市では、児童虐待については要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待については権利擁護推進協議会で体制整備を図り、こども家庭センターや土浦市障害者虐待防止センター、地域包括支援センターを窓口として相談・支援を行っています。

児童や高齢者、障害のある人に対する虐待は、重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。地域社会から一切の人権侵害をなくすため、これまで以上に虐待の防止に取り組んでいくことが求められています。

また、本市の地域福祉を取り巻く現状として、認知症高齢者や障害者の方々が年々増加している状況があります。認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の判断能力が不十分な方が、適切に福祉サービスを利用し、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発が必要となっています。

## (5) ともに支え合い、ふれあいのある地域づくり

近年、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家庭の機能が低下していることに加え、都市化の進行や価値観の多様化等により、地域における連帯意識が希薄化しています。

一方、市民アンケートの結果からは、現状よりも「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」を望んでいる市民が多いことが分かりました。

今後、高齢化により、多くの人の生活の中心は職場から地域に移り、生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、住民同士の「つながり」を再構築し、ともに支え合う地域づくりを推進していくことが求められています。住民同士の「つながり」を再構築するためには、気軽に地域活動に参加できるような環境づくりや連帯意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

## (6) ボランティア活動の振興

市民アンケートの結果では、前回の調査時と比較すると、「ボランティア活動への参加割合」がやや減少しています。

ボランティアなど地域住民の自主的な活動を促進するためには、一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、関わりを持つような地域づくりや地域福祉の「互いに助け合い、支え合う」意識を高めることが重要です。

これまでも福祉意識の啓発に取り組んできましたが、福祉のこころを育成・啓発する取組をより一層充実させることが必要となっています。

また、ボランティア活動に意欲的な市民を実際の活動につなげていくために、ボランティア活動に関する情報の提供や活動に参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

## (7) 成年後見制度の利用を促進するための周知・啓発

市内には多くの高齢者や障害のある人が生活されており、今後も日常生活の援助、財産管理、福祉サービスの利用援助など、権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが想定されます。

しかし、アンケート調査結果では、成年後見制度の認知度について、「聞いたことはあるが、内容はわからない」の割合が3割台半ば、「聞いたことが無く、内容も知らない」が3割近くとなっています。

成年後見制度は、高齢になっても障害を持っていても、住み慣れた地域の一員として、尊厳をもって生活できる地域社会のための重要な手段の一つであるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であるため、制度を広く周知し市民生活の中に定着させていくことが必要です。

## (8) 再犯防止の支援

本市にはさまざまな人が暮らしており、すべての市民が、地域で孤立することなく、地域社会の一員として共に生き、支え合う社会の実現を図ることが大切であり、このことは、犯罪や非行から立ち直ろうとしている人も同様です。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、住居がないなど、地域社会の中で、立ち直りに多くの困難を抱えている人も少なくありません。

犯罪や非行をした人が、同じ過ちを起こさないようにするためには、地域のなかで犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、また、市内で更生支援のために取り組んでいる民間協力者等との連携と支援を促進することで、立ち直ろうとする人に必要な支援をつなげ、犯罪や非行をした人が、地域のなかで自然に受け入れられるような社会づくりを推進していくことが必要です。

再犯防止の取組は、更生保護を担う国と、住民に身近な県・市町村、保護司等の民間協力者が相互に連携して進めることが重要となるため、今後も、更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実を図るとともに、広報啓発活動を推進し、犯罪や非行をした人の社会復帰に向けて、地域での立ち直りに対する理解を促進することが必要となります。

## 第3章 基本理念・基本目標

---

# 1 基本理念

第2章において整理した地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、本計画の基本理念を、第3次計画に引き続き、次のように定めます。

**あたたかい**

**ふれあいのあるまちづくり**

地域社会では、少子高齢化の進展、核家族や単身世帯の増加、人間関係の希薄化などを背景として、疾病や障害・介護、出産・子育てなどの様々な問題が絡み合った、複合化・複雑化する課題への対応が求められています。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域コミュニティの醸成に不可欠な地域活動などが中止、または開催規模の縮小を余儀なくされるなど、さまざまな制限を受けることによって地域の分断や社会からの孤立が懸念されています。

このように、急速に変化し続ける社会のさまざまな課題に対応するためには「自助」－「互助」－「共助」－「公助」の適切な組み合わせに基づき、地域全体で組んでいく必要があります。「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。

このことから、地域で孤立することなく、人と人とのふれあいを大切にし、いつでも誰かに支えられ、また誰かを支えることができるような、思いやりのあるあたたかいまちを目指します。

本市では、第1次計画から継続して、「あたたかい ふれあいのあるまち」を目指し、地域福祉を推進してまいりましたが、本市が目指す「あたたかい ふれあいのあるまち」は、国が実現を目指す「地域共生社会<sup>※</sup>」と共通の理念に基づいています。

## ※地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、第4次計画では次の3つの基本目標を定めます。

### 基本目標1：安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活動する各主体による相談も含めた幅広く、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

また、判断能力の不十分な人が財産の管理や福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護の取り組みを進めます。

### 基本目標2：参加やつながりを生み出すまちづくりへのチャレンジ

福祉教育や福祉意識の啓発を推進し、地域福祉の「お互いに助け合い、支え合う」意識を高め、地域社会に福祉のこころを育てます。

住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、住民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制の構築を図ります。

また、地域の中にふれあいや交流できる場をはじめ、さまざまな地域活動への参加の場を提供し、地域での支え合いの仕組みを構築するとともに、市民の福祉意識の醸成に努め、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

### 基本目標3：支えあえる地域づくりへのチャレンジ

共に支え合う地域を実現するため、地域の中で支え、助け合う意識づくりを醸成するとともに、さまざまな交流の場や機会づくりを通して地域共生社会の実現を目指します。

緊急時や災害時に対応できるよう、普段から市民一人ひとりが備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。

また、地域の誰もが安全で安心して暮らせるために、安全・快適な交通環境・道路環境の整備、バリアフリー化の推進を進めるとともに、犯罪や非行をした人が地域社会で孤立せず、円滑に社会復帰できるよう支援する体制づくりに努めます。

### 3 施策の体系

#### 基本目標1 安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

施策の方向	基本施策	具体的施策
1 すべての人を受け止める包括的な相談体制（重層）	①包括的な相談支援体制の構築	1-1-1-1 ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）
	②多機関連携による支援体制の整備	1-1-2-1 地域福祉推進の担い手の連携 1-1-2-2 土浦市社会福祉協議会との事業連携
	③複雑化・多様化する相談への対応	1-1-3-1 子育て相談 1-1-3-2 健康相談 1-1-3-3 障害福祉サービス利用の相談支援 1-1-3-4 早期療育支援 1-1-3-5 地域包括支援センター総合相談 1-1-3-6 民生委員・児童委員の訪問相談 1-1-3-7 乳児家庭全戸訪問事業 1-1-3-8 生活困窮者の自立相談支援
2 福祉サービスの推進と支援の充実	①福祉サービスの計画的推進	1-2-1-1 高齢者福祉の計画的推進 1-2-1-2 障害者福祉の計画的推進 1-2-1-3 児童福祉・子育て支援の計画的推進 1-2-1-4 広報紙・ホームページ等による福祉情報の提供
	②生活困窮者支援対策	1-2-2-1 子どもの学習支援 1-2-2-2 生活資金の貸付 1-2-2-3 奨学資金制度・就学援助制度の活用 1-2-2-4 自立相談支援 1-2-2-5 就労準備支援
3 権利擁護支援の体制整備（成年後見制度利用促進計画）	①権利擁護支援（成年後見制度）の推進	1-3-1-1 成年後見制度の利用支援 1-3-1-2 市民後見人の養成 1-3-1-3 法人後見受任事業 1-3-1-4 日常生活自立支援事業
	②権利侵害、虐待の防止	1-3-2-1 高齢者・障害者・児童の虐待防止 1-3-2-2 DVの防止
4 福祉サービス事業者の活動支援	①福祉サービス事業者の健全な育成	1-4-1-1 福祉サービスの評価 1-4-1-2 介護相談員の派遣 1-4-1-3 福祉サービス事業者情報の公開 1-4-1-4 社会福祉法人の指導検査

## 基本目標2 参加やつながりを生み出すまちづくりへのチャレンジ

施策の方向	基本施策	具体的施策
1 地域福祉活動への参加促進と団体支援	①民生委員・児童委員活動の充実	2-1-1-1 民生委員・児童委員活動の充実
	②ボランティア活動の充実	2-1-2-1 ボランティア団体の活動紹介
		2-1-2-2 ボランティアセンター
		2-1-2-3 ボランティア養成講座
2-1-2-4 介護支援ボランティア		
2-1-2-5 福祉施設支援ボランティア		
③住民参加型福祉サービスの促進	2-1-2-6 生活支援担い手養成講座	
	2-1-3-1 友愛サービス	
④市民活動団体等への支援	2-1-3-2 ファミリーサポートセンター	
	2-1-4-1 土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業	
2 地域の福祉拠点の整備（重層）	①世代間・多文化間の地域交流の促進	2-2-1-1 障害者（児）スポーツ大会の開催
		2-2-1-2 高齢者と子どものふれあい事業
2-2-1-3 保育地域活動（世代間交流）		
2-2-1-4 チャレンジクラブ		
2-2-1-5 地域のスポーツ大会の開催		
2-2-1-6 地域ふれあい事業の実施		
2-2-1-7 日本語教室の実施		
②社会参加の促進	2-2-2-1 シルバー人材センター	
	2-2-2-2 障害のある人の就労支援	
	2-2-2-3 就労支援の充実	
3 福祉教育や協働意識の啓発	①福祉のこころの育成	2-3-1-1 福祉のこころを育てる教育
		2-3-1-2 福祉体験講座の開催
		2-3-1-3 広報等による福祉意識の啓発
2-3-1-4 いきいき出前講座の開催		
②協働の仕組みづくりの推進	2-3-2-1 協働のまちづくりワークショップ	
	2-3-2-2 男女共同参画×市民協働フェスティバル	
③男女共同参画の推進	2-3-3-1 男女共同参画事業の推進	

### 基本目標3 支えあえる地域づくりへのチャレンジ

施策の方向	基本施策	具体的施策
1 地域課題解決のための体制強化（重層）	①地域課題に取り組む体制の強化	3-1-1-1 生活支援体制の整備 3-1-1-2 まちづくり市民会議・地区市民委員会
	②小地域福祉ネットワークの推進	3-1-2-1 町内会（自治会）活動の支援 3-1-2-2 社会福祉協議会支部活動
2 地域のニーズに応じた活動の支援（重層）	①つながりを創出できる場の拡充	3-2-1-1 ふれあいいきいきサロン 3-2-1-2 地域子育て支援センター 3-2-1-3 子育て交流サロン
	②地域の居場所や生きがいづくりの拡充	3-2-2-1 趣味クラブ・生きがい教室 3-2-2-2 高齢者クラブ 3-2-2-3 人材バンク
	③認知症高齢者等への支援の充実	3-2-3-1 認知症サポーターの養成 3-2-3-2 要援護者見守り活動 3-2-3-3 高齢者見守りネットワーク事業 3-2-3-4 愛の定期便
3 暮らしやすい生活環境の整備	①安心・安全な地域づくり	3-3-1-1 交通安全意識の啓発 3-3-1-2 こどもを守る110番の家 3-3-1-3 町内会（自治会）への防犯活動支援 3-3-1-4 防犯意識の普及啓発
	②バリアフリーのまちづくり	3-3-2-1 公共施設のバリアフリー化 3-3-2-2 駅周辺道路等のバリアフリー化 3-3-2-3 交通弱者の移動手段の確保
	③災害時における地域の体制整備	3-3-3-1 避難行動要支援者名簿の作成 3-3-3-2 防災の手引きの活用
	④健康づくりの推進	3-3-4-1 食生活改善の推進 3-3-4-2 健康づくり運動の推進 3-3-4-3 介護予防の推進
4 再犯防止のまちづくり（土浦市再犯防止推進計画）	①再犯防止の推進	3-4-1-1 更生保護活動の支援 3-4-1-2 土浦地区更生保護サポートセンターの支援 3-4-1-3 社会を明るくする運動の推進 3-4-1-4 更生保護の理解促進 3-4-1-5 生活困窮者の自立相談支援事業の活用

## 第4章 施策の展開

---

## 基本目標1 安心して暮らせる まちづくりへのチャレンジ



市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援やサービスについて、わかりやすく適切な情報提供の充実を図るとともに、福祉サービスの量の確保及び質の向上に努めます。

また、市民が抱える複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題に対応するため、関係機関が連携して包括的な相談支援体制づくりを推進します。

認知症、知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人の生活が守られ、自分らしく暮らすことができるよう、成年後見制度の利用について周知を進め、権利擁護を図るとともに、高齢者、障害のある人、子どもなどに対する虐待や配偶者などからの暴力の未然防止や早期発見に努めます。

施策の方向	1 すべての人を受け止める包括的な相談体制（重層）
	2 福祉サービスの推進と支援の充実
	3 権利擁護支援の体制整備（成年後見制度利用促進計画）
	4 福祉サービス事業者の活動支援

## 施策の方向 1 **すべての人を受け止める包括的な相談体制 (重層)**

施策の方向	基本施策
1 すべての人を受け止める包括的な相談体制	① 包括的な支援体制の構築 ② 多機関連携による支援体制の整備 ③ 複雑化・多様化する相談への対応

### 【現状と課題】

- 幅広い窓口で受け入れ可能な、福祉の相談体制の整備が求められています。
- 相談業務の統合性・専門性を高め、庁内関係各課にわたり福祉サービスを連携していく必要があります。
- ふれあいネットワークを中心とした地域包括ケア体制のさらなる充実が求められています。

### 市民の取り組み

- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 身近な相談窓口等の情報を取得します。
- 近隣の人との日常的なつきあいを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につながります。
- 福祉課題を持つ人や家庭の情報を、民生委員・児童委員や社会福祉協議会支部、関係行政機関へ連絡します。
- 生活困窮者自立支援制度に関心を持ち、情報収集に努めます。

### 地域全体の取り組み

- 民生委員・児童委員や町内会（自治会）、福祉施設等が連携し、多様化する地域での相談ごとに対応します。
- 地域が顔見知りになり、身近な相談窓口等の情報を教え合います。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図ります。
- 各制度の相談窓口を地域の福祉相談事業のパートナーとして捉え、協力・連携していきます。
- 地域で支援を必要としている人を民生委員・児童委員等、適切な相談者等へつなげます。

## 行政の取り組み

- 各分野での相談窓口において包括的に相談を受け止め、複合化・複雑化した課題については必要に応じて関係機関につなぎ、連携を図ります。
- 関係機関や団体、ボランティア等と連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスを推進します。
- 福祉の各分野（高齢者、障害のある人、子ども・子育て、生活困窮者等）における相談支援機関の更なる充実を図ります。
- 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、関係機関とのネットワークの中から潜在的なニーズを抱える人を発見できるよう努めます。
- 相談事業について広く市民に周知し、それぞれの相談窓口のネットワーク化を推進します。

### ① 包括的な相談支援体制の構築

1-1-1-1	ふれあいネットワーク (土浦型地域包括ケアシステム)	社会福祉課 社会福祉協議会
◆高齢者や障害のある人、子どもなど生活上の困難を抱えるすべての市民を対象として、中学校区ごとの地域において、行政、社会福祉協議会、保健・医療機関、福祉サービス事業所等及び地域住民が連携し支援しています。		

### ② 多機関連携による支援体制の整備

1-1-2-1	地域福祉推進の担い手の連携	社会福祉課 市民活動課 社会福祉協議会
◆社会福祉協議会の支部ごとに配置されている地域ケアコーディネーター等の協力を得て、地区長及び民生委員・児童委員の連携をはじめ、地域福祉推進の担い手同士の協働・連携を促進します。		

1-1-2-2	土浦市社会福祉協議会との事業連携	社会福祉課
◆土浦市社会福祉協議会と連携して地域福祉事業を推進します。		



### ③ 複雑化・多様化する相談への対応

1-1-3-1	子育て相談	こども包括支援課
◆子ども家庭支援員・虐待対応専門員が、児童の健全育成を図るため、児童虐待・不登校・教育（育児）などの電話・来庁・訪問による相談及び指導を実施します。		

1-1-3-2	健康相談	健康増進課
◆保健師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士等が、面接や電話・メール等により、各種健康相談を実施します。		

1-1-3-3	障害福祉サービス利用の相談支援	障害福祉課
◆障害のある人が福祉サービスを利用する際の相談支援を行います。		

1-1-3-4	早期療育支援	こども包括支援課
◆発達に支援が必要と思われる子どもに対し、乳幼児健診等の早期から各支援現場等における支援内容の充実を図り、子どもの成長に応じた相談や療育支援を行うため、心理職等を職員として配置し、子どもの成長に応じた相談や療育支援を行います。また、療育指導に携わる職員等に対する専門的助言を行います。		

1-1-3-5	地域包括支援センター総合相談	高齢福祉課 社会福祉協議会
◆地域包括支援センターを中心に、8か所の在宅介護支援センター、各公民館に配置する地域ケアコーディネーターを地域の相談窓口として、介護保険サービスの利用相談を含めて、高齢者本人や家族等からの相談に対応します。		
1-1-3-6	民生委員・児童委員の訪問相談	社会福祉課
◆民生委員・児童委員が、住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行います。		
1-1-3-7	乳児家庭全戸訪問事業	こども包括支援課
◆保健師・助産師が生後4か月までのすべての乳児の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、子育てを支援します。		
1-1-3-8	生活困窮者の自立相談支援	社会福祉課 社会福祉協議会
◆生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。		

## 施策の方向 2 福祉サービスの推進と支援の充実

施策の方向	基本施策
2 福祉サービスの推進と支援の充実	① 福祉サービスの計画的推進 ② 生活困窮者支援対策

### 【現状と課題】

- 福祉サービスの計画的かつ総合的な推進を進める必要があります。
- 社会情勢にあった支援を行うため、福祉サービスの適宜改訂が求められています。
- 生活困窮者の方へ向けて、早期の就労支援が必要です。
- 障害や各種疾患、生活課題等に対応した就労体制を整備する必要があります。
- 経済的理由による進学、就学困難な世帯に対する支援が求められています。

### 市民の取り組み

- 市のホームページや広報紙などにより日ごろから福祉に関する情報の把握に努めます。
- 福祉に関する各種制度やサービス内容、提供事業者等について、様々な媒体から情報収集を行います。

### 地域全体の取り組み

- 福祉について、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
- 地域の情報を積極的に住民に提供します。
- 障害のある人や高齢者に配慮した情報伝達を行います。

### 行政の取り組み

- ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にでもわかりやすく、確実に届く情報提供に努めます。
- 相談窓口の情報や福祉に関する各種制度等を広報紙、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用し、わかりやすく情報提供を行います。
- 関係機関と連携し就労・就労定着に向けた支援を行い、自立した日常生活が送れるように支援します。
- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子どもの貧困」対策について取り組みます。

## ① 福祉サービスの計画的推進

1-2-1-1	高齢者福祉の計画的推進	高齢福祉課
<p>◆介護保険事業の促進とともに、高齢者の生活を総合的に支援するために、「第8次土浦市ふれあいネットワークプラン」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を推進します。</p>		

1-2-1-2	障害者福祉の計画的推進	障害福祉課
<p>◆障害者の自立と地域生活を総合的に支援するために「第2期土浦市障害者計画」（計画期間：令和3年度～令和8年度）及び「第6期土浦市障害福祉計画・第2期土浦市障害児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を推進します。</p>		

1-2-1-3	児童福祉・子育て支援の計画的推進	こども政策課
<p>◆子ども・子育て関連3法に基づく子育て支援を目的にした「2020つちうらこどもプラン～第2期土浦市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を推進します。</p>		

1-2-1-4	広報紙・ホームページ等による福祉情報の提供	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 こども政策課 こども包括支援課 保育課 社会福祉協議会
<p>◆「広報つちうら」や市の公式ホームページをはじめ、パンフレットや冊子などを活用して、福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、市民の福祉に対する意識啓発を行っています。</p> <p>◆「社協だより」を年4回市内全戸に配付し、土浦市社会福祉協議会の事業内容や講座の開催などの情報を市民へ周知しています。また、ホームページやSNSを活用し、社会福祉協議会の情報を市内外の方々へ幅広く周知します。（社会福祉協議会）</p>		

## ② 生活困窮者支援対策

1-2-2-1	子どもの学習支援	こども政策課 社会福祉協議会
◆生活困窮等家庭の4年生から9年生の児童・生徒に対する学習支援や保護者への進学助言を行うことにより貧困の連鎖を防止します。		

1-2-2-2	生活資金の貸付	社会福祉協議会
◆償還の見通しが立てられる低所得世帯等へ生活福祉資金の貸付を行い、安定した生活を送れるようにします。また、緊急に経済的な援助を必要とする生活困窮世帯に対しふれあい福祉資金の貸付を行い、自立更生を図ります。		

1-2-2-3	奨学資金制度・就学援助制度の活用	教育総務課 学務課
◆進学の意志と能力を有しながら、経済的理由で高等学校に進学することが困難な方に対し、学業に必要な資金を給与することにより、その意志を達成させることを目的として、奨学資金制度を実施しています。(教育総務課)		
◆経済的理由により就学困難と認められる小・中学校及び義務教育学校などの学齢児童生徒の保護者に対し、原則、申請に基づき認定後、就学費用(学用品費・通学用品費・給食費・校外活動費等)を支給しています。(学務課)		

1-2-2-4	自立相談支援	社会福祉課 社会福祉協議会
◆生活困窮者に対する包括的・個別的な支援として、就労その他の自立に関する相談支援と事業利用のためのプランを作成し、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ります。		

1-2-2-5	就労準備支援	社会福祉課 社会福祉協議会
◆生活困窮者に対する包括的・個別的な支援として、就労準備が整っていない方への就労に必要な基礎的能力の習得を支援し、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ります。		

## 施策の方向3 権利擁護支援の体制整備 (成年後見制度利用促進計画)

施策の方向	基本施策
3 権利擁護支援の体制整備 (成年後見制度利用促進計画)	① 権利擁護支援（成年後見制度）の推進 ② 権利侵害、虐待の防止

### 【現状と課題】

- 支援が必要な方へ向けた権利擁護体制を整備する必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるような支援体制を構築する必要があります。
- 高齢者や障害のある人、児童への虐待防止に向けた取り組みを進める必要があります。
- 虐待の早期発見に向けて関係機関の連携・協力が求められています。
- 人権尊重を第一に考えた女性心理カウンセラーによる相談支援が求められています。

### 市民の取り組み

- 困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する理解を深めます。
- 虐待防止に向けた取り組みへの関心を高めます。
- 虐待等の疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡します。

### 地域全体の取り組み

- 認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげていきます。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民等が連携して、適切な見守りや通報等により地域の虐待防止、早期発見に努めます。
- 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会や市民後見人制度に対する理解を深めるための研修を開催します。

## 行政の取り組み

- 成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実するとともに、申立人がいない場合の市長申立てについても、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。
- 成年後見制度利用促進を図るため、成年後見制度中核機関の機能の促進を図ります。
- 高齢者、障害のある人、子どもの権利擁護を推進します。
- 様々な広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務等虐待防止に関わる情報を伝え、市民の意識啓発を図ります。

# 土浦市成年後見制度利用促進基本計画

## 第1節 計画策定の背景と目的

認知症高齢者や障害のある人の地域における自立促進に向けてさまざまな取組がなされる中、財産の管理や日常生活に支障がある人達を社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、成年後見制度はこうした人達を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。

平成28(2016)年4月に公布された成年後見制度利用促進法に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。)では、地域において、成年後見制度の理念を踏まえた利用促進のための体制整備について示されています。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人に対する日常生活の支援や権利擁護、虐待防止等に関する施策もあげられており、どのような状態であっても個人の意思・選択・決定が尊重され、その人らしい生活を継続できるように支援していくことが求められています。

そこで、本市では地域福祉計画と一体的に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた施策等を推進します。

## 第2節 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者(成年後見人等)により、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて、①法定後見制度と②任意後見制度の、2つの種類があります。

### ① 法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。



## ■法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

### ② 任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

## 第3節 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものです。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して少なく、成年後見制度の利用者においても、利用のメリットを実感できていないケースが多いと考えられます。以上のことから、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討する必要があります。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘された点を踏まえると、「身上の保護の重視」の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用を検討する必要があります。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正といった場面ごとに、課題を整理して体制を整備し、対応を強化していくことが求められます。

※ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考えのこと

#### 第4節 取組みの方向性

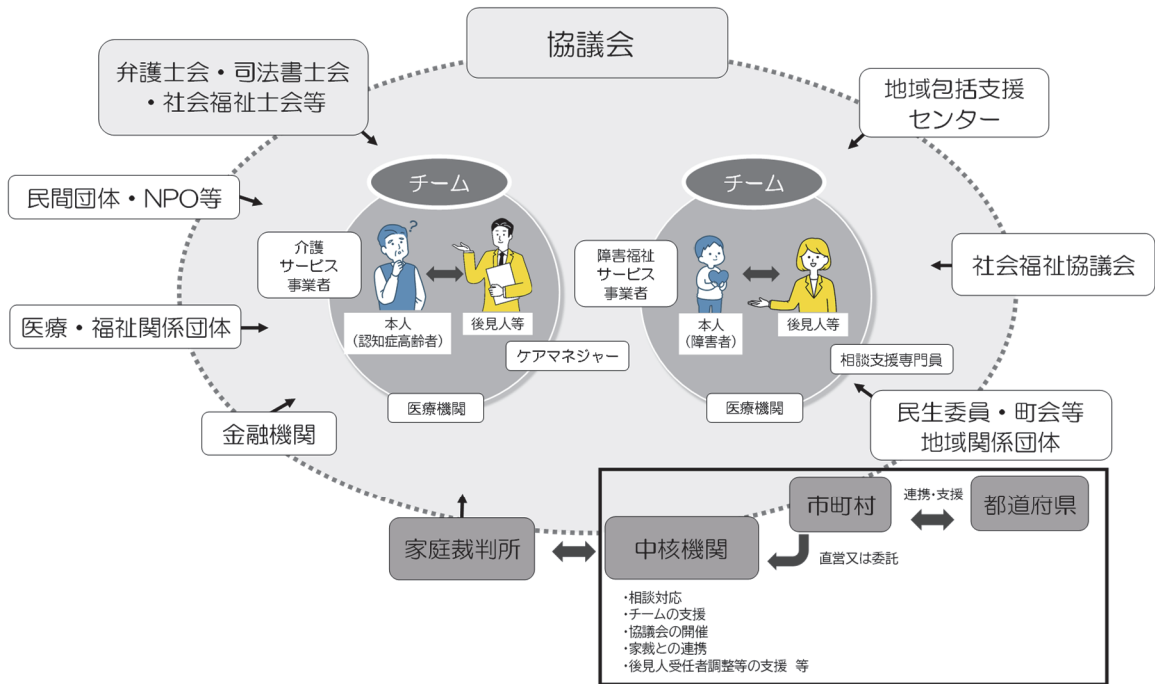


本市の高齢者、障害者の状況や成年後見制度に関する国の動向などを踏まえて、本市においても、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画を念頭に、地域連携ネットワークの構築と中核機関を通じた成年後見制度の利用促進に努めます。

## 第5節 地域連携ネットワークの構築

地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談を受け、必要に応じた支援に結びつけるために、地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家などが連携していきます。

### 地域連携ネットワークのイメージ図



## 第6節 中核機関の設置

### 中核機関とは

地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。国の第2期成年後見利用促進基本計画では、令和6年度末までに市町村または市町村の委託などにより設置することが努力義務となっています。

### 中核機関の4つの機能

#### ① 広報機能

成年後見制度の利用を促進するためには、住民の制度に対する理解が深まり、メリットが実感できる必要があることから、広報などによる普及啓発に取り組みます。

#### ② 相談機能

住民からの一般的な成年後見制度に関する相談などを、住民に身近な福祉分野各般を所管する土浦市社会福祉協議会を中心に対応します。

#### ③ 成年後見制度利用促進機能

後見人（親族など）への申立て支援、市民後見人の養成や市民後見人として受任した方に対する受任者研修に取り組むとともに、家庭裁判所との連携を強化します。

#### ④ 後見人支援機能

必要に応じ関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、地域包括ケア、地域福祉ネットワーク等の既存のネットワークを活用しながら、見守り体制を構築し、後見人支援に取り組みます。

上記の内容を踏まえて、土浦市では、令和4年度より、中核機関の機能の一部を土浦市社会福祉協議会に委託しております。

## ① 権利擁護支援（成年後見制度）の推進

1-3-1-1	成年後見制度の利用支援	高齢福祉課 障害福祉課
◆認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を擁護するため、成年後見制度の利用助成を行います。		

1-3-1-2	市民後見人の養成	社会福祉課 社会福祉協議会
◆成年後見制度において、きめ細かい見守りを中心とした身上監護を展開していく必要性から、専門職以外の支援体制を構築し支援していくために、第三者後見人として市民後見人を養成しています。また、市民後見人の必要性を周知する講演会を開催します。		

1-3-1-3	法人後見受任事業	社会福祉協議会
◆判断能力の不十分な高齢者、障害者等の権利擁護を図るため、成年後見制度を活用し、身上監護を中心とした日常生活支援を旨とした法人後見事業を行います。		

1-3-1-4	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会
◆認知症や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分（契約能力はある）で、かつ、親族などの援助が得られない方に対して、福祉サービスの利用手続の援助・日常生活の金銭管理援助・書類などの預かり等のサービスを行い、在宅での生活を支援します。		

## ② 権利侵害、虐待の防止

1-3-2-1	高齢者・障害者・児童の虐待防止	高齢福祉課 障害福祉課 こども包括支援課 社会福祉協議会
<p>◆高齢者虐待や認知症の方の権利擁護について、高齢者権利擁護推進協議会により関係機関と連携した支援を行います。(高齢福祉課)</p> <p>◆障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止や虐待を受けた障害者の保護のための相談・指導及び助言を行うための環境を整備します。(障害福祉課)</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会を運営するとともに、児童相談所等関係機関と連携・協力しながら、児童やその家庭の実態を把握し、適切な対応を図っています。(こども包括支援課)</p>		

1-3-2-2	DVの防止	市民活動課
<p>◆女性心理カウンセラーが、離婚・DV・セクハラ・子育てなどの女性の生き方、処し方に関し、女性の人権の尊重を第一に考えた相談を行い、悩みの自発的解決を図ります。</p>		

## 施策の方向4 福祉サービス事業者の活動支援

施策の方向	基本施策
4 福祉サービス事業者の活動支援	① 福祉サービス事業者の健全な育成

### 【現状と課題】

- 介護サービス提供現場の問題改善や質の向上が求められています。
- 福祉サービスの外部評価や第三者評価などを推進し、サービス事業者の健全な育成を図ることが必要です。
- 行政による指導検査実施などを通じて、社会福祉法人の適切な運営確保を図ることが必要です。

### 市民の取り組み

- 事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努めます。
- 日頃から福祉サービスに関心を持ち、必要な情報の収集に努めます。

### 地域全体の取り組み

- 社会福祉法人やサービス事業所は、市民のニーズに的確に対応できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- 事業者は、サービスの内容について情報の周知に努めます。
- 事業者は、苦情解決のための第三者委員制度の導入や利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度の活用を積極的に行います。

### 行政の取り組み

- 時代の変化やニーズに対応した適切な福祉サービスを提供します。
- 社会福祉法人など関係機関と連携し、サービスの量の確保や質の向上及び福祉に関わる人材のスキル向上を図ります。

① 福祉サービス事業者の健全な育成

1-4-1-1	福祉サービスの評価	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 保育課
◆福祉サービスの質の向上のため、法令に基づき認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の外部評価を実施します。その他の事業者については、福祉サービスの質の向上のため、福祉サービス第三者評価の受審を促します。		
1-4-1-2	介護相談員の派遣	高齢福祉課 社会福祉協議会
◆介護サービスの提供現場を相談員が訪問し、利用者の相談を受け、事業者との橋渡しをしながら問題の改善やサービスの質の向上を図ります。		
1-4-1-3	福祉サービス事業者情報の公開	市民活動課
◆福祉サービス事業者の基本情報とともに、第三者評価事業の評価結果等を含めて、ホームページを活用して公開し、利用者のサービス選択の便宜を図ります。		
1-4-1-4	社会福祉法人の指導検査	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 こども政策課 保育課
◆主たる事務所が市内にある社会福祉法人で、業務が市の区域を越えないものについて、法人設立認可、法人運営に係る各種認定・承認・届出受理等や指導検査を行います。		



## 基本目標2 参加やつながりを生み出す まちづくりへのチャレンジ



共に支え合う地域を実現するため、地域の中で支え、助け合う意識づくりを醸成するとともに、さまざまな交流の場や機会づくりを通して地域共生社会の実現を目指します。

また、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、差別のない人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権や福祉に関する教育・啓発の充実を図ります。

人と人とが支え合い、助け合う福祉の心を基本として、地域社会からの市民の孤立を防ぎ、地域の人たちが世代を超えて交流し、一人ひとりの多様な活躍の機会と役割を担うための支援を行うとともに、地域福祉活動や公民館活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなどの活動に関わる人材の確保・育成を図ります。

施策の方向	1 地域福祉活動への参加促進と団体支援
	2 地域の福祉拠点の整備（重層）
	3 福祉教育や協働意識の啓発

## 施策の方向 1 地域福祉活動への参加促進と団体支援

施策の方向	基本施策
1 地域福祉活動への参加促進と 団体支援	① 民生委員・児童委員活動の充実 ② ボランティア活動の充実 ③ 住民参加型福祉サービスの促進 ④ 市民活動団体等への支援

### 【現状と課題】

- 地域における支え合いの中心となる民生委員・児童委員に期待される役割が大きくなっています。
- 業務増加や高齢化により、民生委員・児童委員のなり手が不足しています。
- 市民に対するボランティアの情報発信や活動の普及・推進のため、各団体の活動内容や団体情報の周知を進める必要があります。
- 医療や介護など、制度で保障されているサービス以外の生活支援体制整備を進める必要があります。
- 各種担い手養成講座の開催などを通じて、住民同士で支え合える地域づくりを推進する必要があります。
- 地域住民の合意形成を図りながら、地域団体や市民活動団体への費用助成が求められています。

### 市民の取り組み

- 地域に関心を持ち、ボランティアやNPO等の活動に積極的に参加します。
- 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力します。

### 地域全体の取り組み

- 世代間交流や子育て支援の仕組みづくりについて、情報提供やマッチング等を支援し、住民や団体のボランティア活動に参加します。
- 地域活動をする際に、ボランティアやNPOとの連携を図ります。
- 地域福祉活動に、新しい人が参加しやすいように、どのような活動を行っているか、団体の広報紙の作成やSNSを通して情報発信します。

## 行政の取り組み

- 市の広報紙やチラシで市民へ民生委員・児童委員の活動内容をわかりやすく説明し、活動への関心や理解を深めます。
- ボランティア養成講座等を支援し、地域福祉に取り組む人材の育成を図ります。
- 福祉人材が地域や地域福祉活動団体等へつながる流れをつくります

### ① 民生委員・児童委員活動の充実

2-1-1-1	民生委員・児童委員活動の充実	社会福祉課
◆民生委員・児童委員活動が円滑に行われるよう、委員への効果的な情報提供や研修等の充実に努めるとともに、民生委員・児童委員の役割や活動等について、地域住民に対し積極的に広報啓発活動を行います。		

### ② ボランティア活動の充実

2-1-2-1	ボランティア団体の活動紹介	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 こども政策課 市民活動課 社会福祉協議会
◆ボランティア団体・NPO等市民活動団体のデータベースを作成し、ホームページ上に「こらぼの」を開設し、各団体の活動内容や団体情報を紹介することにより、最新のボランティア・NPO活動をPRする場となっています。（市民活動課）		
◆ボランティアサークル連絡協議会と連携を図り、ボランティア活動の普及・推進に努めるとともに、登録する各サークルの活動を紹介します。（社会福祉協議会）		

2-1-2-2	ボランティアセンター	社会福祉協議会
◆社会福祉協議会及びボランティアセンターを窓口とし、ボランティアの登録・斡旋を行います。		

2-1-2-3	ボランティア養成講座	社会福祉協議会
◆手話・点字・音訳などの各種講座を開催し、ボランティアの育成を図ります。		

2-1-2-4	介護支援ボランティア	高齢福祉課
◆65 歳以上の方が、市内の特別養護老人ホーム及び児童館で、介護支援ボランティア活動を行い、地域貢献することを奨励・支援し、自身が社会活動をとおして介護予防を目指すものです。また、その活動実績に対して評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた転換交付金を交付しています。		

2-1-2-5	福祉施設支援ボランティア	社会福祉協議会
◆高齢者、障害者、児童等の福祉施設からの派遣依頼に対する福祉施設支援ボランティア（レクリエーションボランティア）のコーディネートを行います。		

2-1-2-6	生活支援担い手養成講座	高齢福祉課
◆地域における生活支援サービスの拡充と併せて、高齢者等の支援の担い手を養成し、支え合いの地域づくりにつなげます。		

### ③ 住民参加型福祉サービスの促進

2-1-3-1	友愛サービス	社会福祉協議会
◆会員制による家事援助サービスで、一般市民が「協力会員」、支援が必要な高齢者や障害のある人が「利用会員」となり、食事の支度や買い物、洗濯・掃除、病院の付添い等のサービスを受けることができます。		

2-1-3-2	ファミリーサポートセンター	こども政策課 社会福祉協議会
◆働きながら子育てをしている方や病気などで困ったときなどに、子育ての不安や負担を軽減するため、地域の中で子育ての支援を行います。		

### ④ 市民活動団体等への支援

2-1-4-1	土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業	市民活動課
◆地域コミュニティや市民活動団体と行政が連携・協働し、豊かなまちづくりを進める一環として、市内で活動する市民活動団体等が自ら企画し実施する公益性のあるまちづくり事業の経費を助成し、地域力向上や地域課題解決に向けたグループの自発的・自立的活動の促進を目指します。		

## 施策の方向2 地域の福祉拠点の整備（重層）

施策の方向	基本施策
2 地域の福祉拠点の整備	① 世代間・多文化間の地域交流の促進 ② 社会参加の促進

### 【現状と課題】

- ・高齢者と子ども・子育て世代など、世代間のふれあいが希薄になっています。
- ・生活文化の伝承活動などを通じて、多世代間交流活動を推進する必要があります。
- ・市内に住む外国人との交流を通じて多文化間交流を図る必要があります。
- ・高齢者や障害のある人の就労や社会参加を目的とした社会参加活動を支援する必要があります。

### 市民の取り組み

- ・地域で開催されているスポーツ大会へ参加します。
- ・地域の活動や交流に積極的に参加し、地域との繋がりを深めます。
- ・障害のある人とのふれあいを積極的に行います。

### 地域全体の取り組み

- ・身近な地域で市民が気軽に集える場・拠点づくりを進めます。
- ・集いの場・拠点が地域の困り事を「丸ごと」集約し、解決できる場所になるよう取り組みます。
- ・地域や町内会（自治会）でスポーツ大会やふれあい事業などを市民に周知し、参加を促します。

### 行政の取り組み

- ・地域住民と障害のある人とが触れ合う機会を増やし、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える意識を育みます。
- ・子どもや高齢者がふれあえる場や活動を支援していきます。
- ・高齢者や障害のある人に「働く場」を提供します。

## ① 世代間・多文化間の地域交流の促進

2-2-1-1	障害者（児）スポーツ大会の開催	障害福祉課
◆障害者（児）が完全参加と平等のもと、スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに、障害のある人と地域社会との交流を促進し、市民に対する障害のある人への理解と関心を高めるため、年1回、障害者（児）スポーツ大会を実施しています。		

2-2-1-2	高齢者と子どものふれあい事業	高齢福祉課
◆高齢者クラブが主体となって、生活文化の伝承活動など高齢者と児童等との世代間交流活動を推進することにより、高齢者の生きがいを高めるとともに、児童の健全育成を図ります。		

2-2-1-3	保育地域活動（世代間交流）	保育課
◆保育所での乳幼児と高齢者の世代間交流事業を推進します。		

2-2-1-4	チャレンジクラブ	保育課
◆各地区公民館を拠点に、文化、スポーツ、福祉、環境保全等の様々な体験をグループ活動として実施し、協調性や思いやりの心を育み、また、活動にあたっては地域の大人の指導・協力をいただくことで、地域の交流を図っています。		

2-2-1-5	地域のスポーツ大会の開催	スポーツ振興課
◆市内8地区スポーツ協会において、それぞれ地区の状況にあった各種スポーツ大会を開催し、地域交流・世代間交流を図っています。		

2-2-1-6	地域ふれあい事業の実施	市民活動課
◆土浦市国際交流協会では、市内に住む外国人に、防災やゴミの分別など日常生活におけるルールなどを知ってもらうため、地域ふれあい事業を実施しています。		

2-2-1-7	日本語教室の実施	市民活動課
<p>◆民間国際交流協会では、市内に住む外国人が、就労や日常生活など地域で安心して生活するために必要な日本語学習の支援を行っています。</p> <p>◆市では、市内在住の外国人に対し、ボランティアによる日本語と日常生活習慣などを習得する学習の場と、仲間づくりの場を提供しています。</p>		

## ② 社会参加の促進

2-2-2-1	シルバー人材センター	高齢福祉課
<p>◆おおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある方に就労の場を提供し、社会参加と生きがい活動を支援します。</p>		

2-2-2-2	障害のある人の就労支援	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>◆障害のある人の就労や社会参加を目的として、福祉の店ポプラ市庁舎店及び中央店を拠点とした、社会参加活動支援を実施しています。また、障害のある人の雇用の一環として、各々の店舗において、障害のある人を雇用しています。</p>		

2-2-2-3	就労支援の充実	社会福祉課
<p>◆生活保護受給者に対する、専任の就労支援員による迅速・的確な指導援助体制を整備強化し、生活保護の適正な運営を図ります。</p> <p>◆生活困窮者に対する包括的・個別的な支援として、就労その他の自立に関する相談支援と事業利用のためのプランを作成し、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ります。</p> <p>◆生活困窮者に対する包括的・個別的な支援として、就労準備が整っていない方への就労に必要な基礎的能力の習得を支援し、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ります。</p>		

## 施策の方向3 福祉教育や協働意識の啓発

施策の方向	基本施策
3 地域の福祉拠点の整備	① 福祉のこころの育成 ② 協働の仕組みづくりの推進 ③ 男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

- ・福祉のこころを育成するため、小中学生をはじめ専門学校や団体、企業を対象とした福祉教育の推進を図る必要があります。
- ・住民・地域・行政の協働による地域福祉への理解を推進する必要があります。
- ・男女が対等の立場でさまざまな場に協働参画できるように事業推進を図る必要があります。

### 市民の取り組み

- ・挨拶や声かけ等、日頃から地域の人とコミュニケーションをとります。
- ・人権問題や男女共同参画に常日頃から関心を強く持ち、行動できるように努めます。

### 地域全体の取り組み

- ・地域福祉に関する講演会や体験学習を行います。
- ・人権に関する地域での学習の場を充実します。

### 行政の取り組み

- ・学校教育の場における福祉の学びの機会を提供・支援します。
- ・地域学校協働活動により、地域住民と子どもや学校の一体的な活動や、世代間交流により、子どもたちの地域（福祉）への関心度を高めます。
- ・人権に関わる情報提供や教育の機会、人権問題等の相談体制の充実に努めます。

### ① 福祉のこころの育成

2-3-1-1	福祉のこころを育てる教育	指導課
◆福祉教育の充実により、児童生徒の福祉に対する理解と関心を高め、思いやりとやさしさを持った児童生徒を育成します。		



2-3-1-2	福祉体験講座の開催	社会福祉協議会
◆福祉への理解や関心を高めるため、各学校や地域の団体等に対し、手話体験、点字体験、アイマスク体験、インスタントシニア体験、各種講話等の講師を派遣します。		

2-3-1-3	広報等による福祉意識の啓発	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 こども政策課 こども包括支援課 保育課 社会福祉協議会
◆「広報つちうら」や「社協だより」、ホームページ等への福祉情報の掲載をとおして、福祉についての理解を促進し、福祉意識の啓発を推進します。		

2-3-1-4	いきいき出前講座の開催	生涯学習課
◆市の職員が講師として市政に関するわかりやすい学習講座を提供する事業において、福祉分野の充実を図り、福祉に対する理解を広めます。		

## ② 協働の仕組みづくりの推進

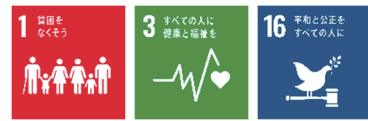
2-3-2-1	協働のまちづくりワークショップ	市民活動課
◆市民が市民力・地域力を結集してまちづくりに参画し、「自分たちのまちは自らが創る」という意識醸成を図ることを目的とし、参加者が地域や行政の課題を共有し、その課題解決について話し合いを重ねながら、協働による具体的な解決方法について導き出していきます。		

2-3-2-2	男女共同参画×市民協働フェスティバル	市民活動課
◆男女共同参画と市民協働に関する意識を高め、多様性を認め合う共生のまちづくりを推進することを目的として、フェスティバルを開催します。		

## ③ 男女共同参画の推進

2-3-3-1	男女共同参画事業の推進	市民活動課
◆社会のあらゆる分野において男女共同参画を実現するよう、市民・事業者・行政が一体となった推進を図ります。		

## 基本目標3 支えあえる地域づくりへの チャレンジ



誰もが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画しながら解決につなげることができるよう、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組み、住民同士がコミュニケーションを図ることで、みんなで支えあう地域を目指します。

また、日頃から地域の助け合いを進め、災害時においても対応できる仕組みづくりを推進するとともに、健康づくりや地域活動の支援、バリアフリーに配慮した施設整備を促進し、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりを目指します。

さらに、犯罪や非行をした人が再び地域の中で暮らしていけるよう再犯防止対策に努めます。

施策の方向	1 地域課題解決のための体制強化（重層）
	2 地域のニーズに応じた活動の支援（重層）
	3 暮らしやすい生活環境の整備
	4 再犯防止のまちづくり（土浦市再犯防止推進計画）

## 施策の方向1 地域課題解決のための体制強化（重層）

施策の方向	基本施策
1 地域課題解決のための体制強化	① 地域課題に取り組む体制の強化 ② 小地域福祉ネットワークの推進

### ① 地域課題に取り組む体制の強化

#### 【現状と課題】

- 地域の活性化や地域課題を解決し、支え合える地域づくりを推進する必要があります。
- 地域の課題を自らの立場で考え解決する、市民参加の取り組みが必要です。
- 高齢化や地域に対する意識の希薄化により、町内会（自治会）を始めとした各団体への参加者が減少しています。
- 地域のニーズを把握し各種活動を促進するため、小地域ごとに地域課題解決のための拠点が求められています。

#### 市民の取り組み

- 地域でどのような地域活動等が行われているのか、把握に努めます。
- 誰もが暮らしやすいまちづくりや地域共生社会について理解・関心を示します。
- 各種団体や社会福祉協議会、行政が発信している情報を確認し、地域の中での困り事や課題を解決できるように行動します。

#### 地域全体の取り組み

- 行政や団体からの情報を周囲の人や情報が届きにくい人にも伝え、地域全体で共有します。

#### 行政の取り組み

- 広報紙やホームページ、SNS等を活用し、ボランティア活動や地域福祉の活動を広報・啓発するとともに、地域福祉に関する情報発信に努めます。
- 地域の人たちが気軽に参加できる町内会（自治会）活動の充実を支援します。
- 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」策定・見直しを支援します。

## ① 地域課題に取り組む体制の強化

3-1-1-1	生活支援体制の整備	高齢福祉課 社会福祉協議会
<p>◆地域包括ケアシステムの構築においては、制度で保障されている医療、介護とは別に、地域の互助に関する意識の醸成や、地域における生活支援が必要となってくることから、地域資源の把握、活用について協議する場（協議体）の開催と、生活支援の担い手を養成し、高齢者等を支援していくことで、住み慣れた家で生活が継続できるような地域づくりを推進します。</p>		

3-1-1-2	まちづくり市民会議・地区市民委員会	市民活動課
<p>◆まちづくり市民会議・地区市民委員会では土浦市民憲章の趣旨にのっとり、地域の問題、課題を自らの立場で解決できるよう、さらに広がりのある市民ネットワークを目指して、「安全・安心で快適な地域づくり」のための事業を行っています。</p>		

## ② 小地域福祉ネットワークの推進

3-1-2-1	町内会（自治会）活動の支援	市民活動課
<p>◆町内会（自治会）が、地域住民の連帯感及びコミュニティ意識の高揚を図る拠点となる集会施設を整備する場合に、整備費用の一部を助成しています。</p>		

3-1-2-2	社会福祉協議会支部活動	社会福祉協議会
<p>◆8中学校地区に置かれている社会福祉協議会の支部を地域福祉推進の拠点として位置付け、活動の促進を図ります。</p>		

## 施策の方向 2 地域のニーズに応じた活動の支援（重層）

施策の方向	基本施策
2 地域のニーズに応じた活動の支援	① つながりを創出できる場の拡充 ② 地域の居場所や生きがいづくりの拡充 ③ 認知症高齢者等への支援の充実

### 【現状と課題】

- 高齢者や子育て中の方などが地域で孤立することのないように、交流の機会創出が求められています。
- 子育てに対する負担や不安の軽減、子育て期の切れ目のない支援の実施など、安心して地域の中で子育てができる環境が必要です。
- 高齢者の方が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らせるように、生きがいや居場所づくりを拡充する必要があります。
- 認知症の方や高齢者の方を地域で見守り、支援するための体制構築が求められています。

### 市民の取り組み

- 地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行います。
- 認知症サポーター養成講座に参加し、認知症についての正しい知識を学びます。
- 公民館事業や趣味クラブ・いきがい教室、高齢者クラブなどの地域活動に関心を持ち、参加または見守りするよう心がけます。

### 地域全体の取り組み

- 地域の市民や各種ボランティア組織等がお互い連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりを目指します。
- 従来の活動や行事について継続して取り組むとともに、初めてでも参加しやすいような新しい活動や行事に取り組むことで、誰もが地域に参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- 地域でのつながりを生かし、社会的な孤立を防ぎます。

## 行政の取り組み

- 地域住民と各種団体などが連携した活動を支援します。
- 既存の地域活動を整理しながら、互いに取り組んでいる活動や課題を情報提供できる仕組みづくりを進めます。
- 認知症についての正しい知識を深めるため、地域での「認知症サポーター養成講座」の開催を推進します。

### ① つながりを創出できる場の拡充

3-2-1-1	ふれあいいきいきサロン	社会福祉協議会
◆高齢者等が徒歩で参加できる日常生活圏域を拠点として、地域住民とボランティアが共に企画運営していく地域福祉活動です。		

3-2-1-2	地域子育て支援センター	保育課
◆保育所に併設した支援センター4か所において、親子での遊び方の指導や親同士の交流を実施するなど、子育て世帯を支援します。		

3-2-1-3	子育て交流サロン	保育課
◆子育て交流サロン「わらべ」・「のぞみ」で、子育て中の方々の交流及び子育てに関する不安や悩みの相談に応じます。		

### ② 地域の居場所や生きがいづくりの拡充

3-2-2-1	趣味クラブ・生きがい教室	社会福祉協議会
◆高齢者が趣味や特技を発表することで、技術の向上と生活意欲を高め、心の糧として生活に「はりとゆとり」をもって豊かな生活を送れるよう、高齢者自ら福祉の増進を図ることを目的に趣味活動の場と発表の場を提供します。		

3-2-2-2	高齢者クラブ	高齢福祉課 社会福祉協議会
◆おおむね60歳以上の方が加入し、教養の向上、健康の維持、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動等を行う高齢者クラブへ助成を行います。		

3-2-2-3	人材バンク	生涯学習課
◆市民がこれまで身につけた経験や学習知識・専門的スキルを講師として活用し、市民の生涯学習活動を支援します。		

### ③ 認知症高齢者等への支援の充実

3-2-3-1	認知症サポーターの養成	高齢福祉課
◆認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を整備していくために、認知症サポーターの育成講座を開催します。		

3-2-3-2	要援護者見守り活動	高齢福祉課
◆民間事業者と「要援護者見守り活動等協力に関する協定」を締結し、事業所の従業員が業務中に高齢者等の自宅を訪問した際、新聞や郵便がたまっている等異常を発見した場合、市への速やかな通報により、要援護者の見守り支援体制の強化を図ります。		

3-2-3-3	高齢者見守りネットワーク事業	高齢福祉課
◆申請により市が配布する登録番号を付したキーホルダーを身につけてもらい、認知症による徘徊、ひとり暮らし高齢者の外出先での事故などにおいて、保護した方が市に通報していただくことで、キーホルダーの番号を通じて迅速かつ円滑に対象者の情報を関係機関に提供し、早期対応・支援を行います。		

3-2-3-4	愛の定期便	高齢福祉課 社会福祉協議会
◆65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、安否の確認及び孤独感の解消を図るため、乳製品を定期的に配付します。		

## 施策の方向3 暮らしやすい生活環境の整備

施策の方向	基本施策
3 暮らしやすい生活環境の整備	① 安心・安全な地域づくり ② バリアフリーのまちづくり ③ 災害時における地域の体制整備 ④ 健康づくりの推進

### 【現状と課題】

- すべての人にとって、安心・安全な地域づくりを推進する必要があります。
- 交通弱者や市民の生活を支えるための移動手段の確保などを通じて、バリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。
- 災害時の避難について支援が必要な方を把握し、支援するための取り組みが求められています。
- 食育や健康づくりなど、すべての人の健康増進を図るための取り組みが求められています。
- 高齢者の健康維持活動への参加を通じて、介護予防を推進する必要があります。

### 市民の取り組み

- 日頃から隣近所の人との顔の見えるつきあいを大切にしていきます。
- 高齢者、障害者等、全ての人々が利用しやすい生活環境づくりを心がけます。(障害者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど)
- 日頃から防災意識及び防犯意識を高めます。
- 避難所や避難経路を確認し、避難グッズや食料等を備えておきます。
- 自分の身の回りでどのような犯罪が起きているのか情報収集をします。
- 規則正しい食生活や運動を心掛けて、生活習慣病の予防に努めます。
- 健康診断や検診を定期的に受け、自分の健康状態を確認します。



## 地域全体の取り組み

- バリアフリーの必要な箇所について情報を収集し、行政等とともに改善を図ります。
- 各小中学校におけるあいさつ運動への参加や登下校時の見守りを実施します。
- 消防団、自治会、自主防災組織による支援体制を整備します。
- 地域での見回り等により犯罪を未然に防ぐ活動を行います。
- 地域における保健・福祉関係者との連携に努めます。
- 地域の社会資源を活用し、健康づくり、介護予防につながる企画を検討します。

## 行政の取り組み

- 地域住民による見守りや自主組織による活動を支援します。
- 避難行動要支援者名簿を整備し、要支援者の定期的な確認を行います。
- 保健・医療・福祉についての情報提供を強化します。
- 公共施設や公民館などのバリアフリー化を進めます。
- 高齢者や障害のある人に配慮した、安全な道路環境の整備に努めます。
- 誰もが健康に暮らせるよう、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進します。

### ① 安心・安全な地域づくり

3-3-1-1	交通安全意識の啓発	生活安全課
◆警察、関係機関及び地域との密接な連携を図り、講習会、街頭活動、広報活動などを推進することにより、交通安全意識の高揚に努めます。特に幼児、児童、生徒、高齢者に対して、正しい交通ルールとマナーを習得するよう交通安全教育を推進します。		

3-3-1-2	子どもを守る 110 番の家	指導課
◆家庭や事業所に依頼して緊急時に子どもが避難できる場「子どもを守る 110 番の家」を地域に設置する事業を促進します。		

3-3-1-3	町内会（自治会）への防犯活動支援	生活安全課
◆町内会（自治会）への防犯活動支援として、のぼり旗等を配布し、防犯意識の醸成を図ります。		

3-3-1-4	防犯意識の普及啓発	生活安全課
◆安心・安全まちづくり市民集会及び防犯教室や講習会をとおして防犯意識の高揚を推進します。		

## ② バリアフリーのまちづくり

3-3-2-1	公共施設のバリアフリー化	社会福祉課
◆公共施設の整備については、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の施設整備プログラムに基づき、短期・中期・長期の改善プログラムに沿って事業を推進してまいりました。今後は、個別施設の新設や改修等にあわせてバリアフリー化を実施します。		

3-3-2-2	駅周辺道路等のバリアフリー化	都市計画課 道路建設課 都市整備課
◆バリアフリー基本構想、特定事業計画に基づき、バリアフリー化事業を総合的に推進し、一体的なバリアフリー化を図ります。		

3-3-2-3	交通弱者の移動手段の確保	高齢福祉課 都市計画課
◆高齢者の移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の利用者助成を行います。（高齢福祉課）		
◆土浦市地域公共交通計画に基づき、市民の生活を支える移動手段の確保・維持を図ります。（都市計画課）		

### ③ 災害時における地域の体制整備

3-3-3-1	避難行動要支援者名簿の作成	防災危機管理課 社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課
<p>◆庁内関係各課にて把握している避難行動要支援者の情報を踏まえ、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援や安否の確認等、必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成し、避難行動要支援者の安否確認を実施します。</p>		

3-3-3-2	防災の手引きの活用	高齢福祉課 障害福祉課
<p>◆障害のある人や高齢者が災害に備えられるよう「防災の手引き」を活用し知識の普及に努めます。</p>		

### ④ 健康づくりの推進

3-3-4-1	食生活改善の推進	健康増進課
<p>◆市民の健康づくりと望ましい食習慣の定着を目指して、食生活改善推進員の養成及び協議会の育成を行うことで、推進員による地区組織活動を推進します。</p>		

3-3-4-2	健康づくり運動の推進	健康増進課
<p>◆市民の健康づくりのため、運動習慣の普及及び定着を目指して、運動普及推進員の養成・活動を推進します。</p>		

3-3-4-3	介護予防の推進	高齢福祉課
<p>◆茨城県が推奨する「シルバーリハビリ体操教室」の開催を支援し、運動教室開催の場の拡充、参加者の増大を通じて、高齢者の健康維持、介護予防を推進します。</p>		

## 施策の方向4 再犯防止のまちづくり

### (土浦市再犯防止推進計画)

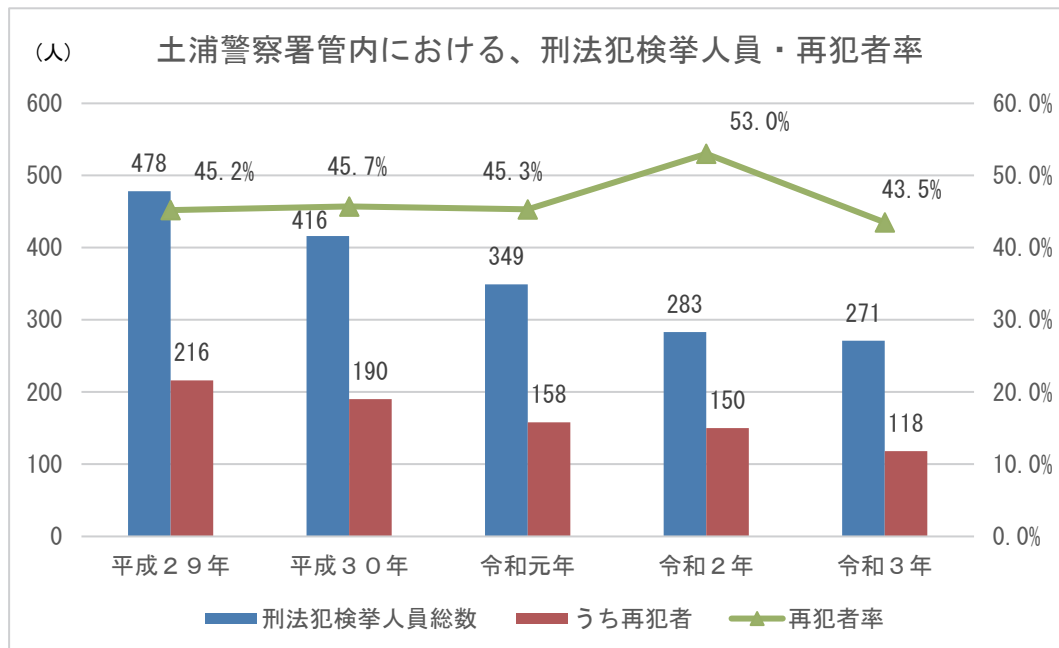
施策の方向	基本施策
4 再犯防止のまちづくり	① 再犯防止の推進

#### 【現状と課題】

国では、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進することで再犯を防止し、国民が安心して暮らせる社会を実現するため、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が施行されました。

令和3年版犯罪白書によると、全国の刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少を続ける一方、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は増加しており、令和2年には49.1%となっています。土浦警察署管内においても、平成29年から令和3年の5年間で、検挙人員は減少しているものの、再犯者率は平均46.3%となっています。その背景には、刑務所や少年院などから出所しても、「仕事がない」「住むところがない」など、様々な要因から生活が安定せず、社会の中で孤立してしまう現状があると考えられます。

犯罪や非行のない、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人が、同じ過ちを起こさないよう、地域の関係機関と連携・協力を図り支援する取り組みが必要です。



※資料提供：土浦警察署

### 市民の取り組み

- 犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する更生保護活動の理解に努めます。
- 再犯防止に関心を持ち、理解を深めるための講演会等に参加します。

### 地域全体の取り組み

- 社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行をする人を生み出さない地域づくりを目指します。
- 地域で活動する更生保護ボランティア団体は、更生保護や再犯防止に関する取り組みの周知に努めます。

### 行政の取り組み

- 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司で組織する「土浦地区保護司会」をはじめ、立ち直りの支援や青少年の健全育成に取り組む「土浦市更生保護女性会」などの更生保護ボランティア団体や、更生保護に関わる様々な機関との連携・協力を図ります。
- 社会を明るくする運動をはじめ、様々な機会を捉えて犯罪予防や再犯防止等の啓発を推進します。
- 刑務所や少年院などから出所した人が、地域の中で自立した社会生活を送れるよう支援します。

## 社会を明るくする運動

### ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、法務省が主唱する、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちなどの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、社会を明るくする運動の強調月間であるとともに、再犯の防止等の推進に関する法律における再犯防止啓発月間でもあることから、街頭キャンペーンなどの広報啓発活動を行うほか、公開講演会の開催、作文コンテストなどの事業を実施しています。

① 再犯防止の推進

3-4-1-1	更生保護活動の支援	総務課
◆土浦地区保護司会や土浦市更生保護女性会などの更生保護ボランティア団体等と連携を図り、更生保護活動への支援を行います。		

3-4-1-2	土浦地区更生保護サポートセンターの支援	総務課
◆更生保護の拠点となる土浦地区更生保護サポートセンターについて、土日など休日も開館している土浦市亀城プラザ内での運営に協力し、円滑な更生保護活動のための支援を行います。		

3-4-1-3	社会を明るくする運動の推進	総務課
◆社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行の防止、及び再犯防止のための啓発を推進します。		

3-4-1-4	更生保護の理解促進	総務課
◆更生保護に関する市民の関心と理解を促進するため、本市のホームページや広報紙などの媒体を活用し、積極的な広報・啓発に努めます。		

3-4-1-5	生活困窮者の自立相談支援事業の活用	社会福祉課
◆刑務所や少年院などから出所したあと、仕事や住むところがないなどの理由から生活に困窮している方に対しては、生活困窮者の自立相談支援事業を活用した、包括的な支援を実施します。		

## 第5章 計画の推進

---

# 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、町内会（自治会）、福祉サービス事業者等の担い手が、それぞれの役割を果たし、協働していくことが必要です。

## (1) 役割分担

### ① 地域住民の役割

地域住民は、福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。地域住民一人ひとりが地域や福祉に対して関心を持ち、地域の生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。

### ② 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。地域住民の福祉ニーズや課題を把握し、住民と行政機関等のパイプ役として、必要に応じて行政機関等に連絡通報します。

### ③ ボランティア・NPOの役割

ボランティアやNPOは、地域住民の福祉ニーズを把握し、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスでは満たすことのできない多様な生活課題を充足することが期待されています。

### ④ 町内会（自治会）の役割

町内会（自治会）は、地域住民の連携とふれあいの場として、いざというときに助け合える住民同士の関係を構築するとともに、地域課題を発見・解決する場としての役割が期待されています。

### ⑤ 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、質の高い福祉サービスの提供に努めるとともに、社会福祉の専門機能をいかし、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されています。



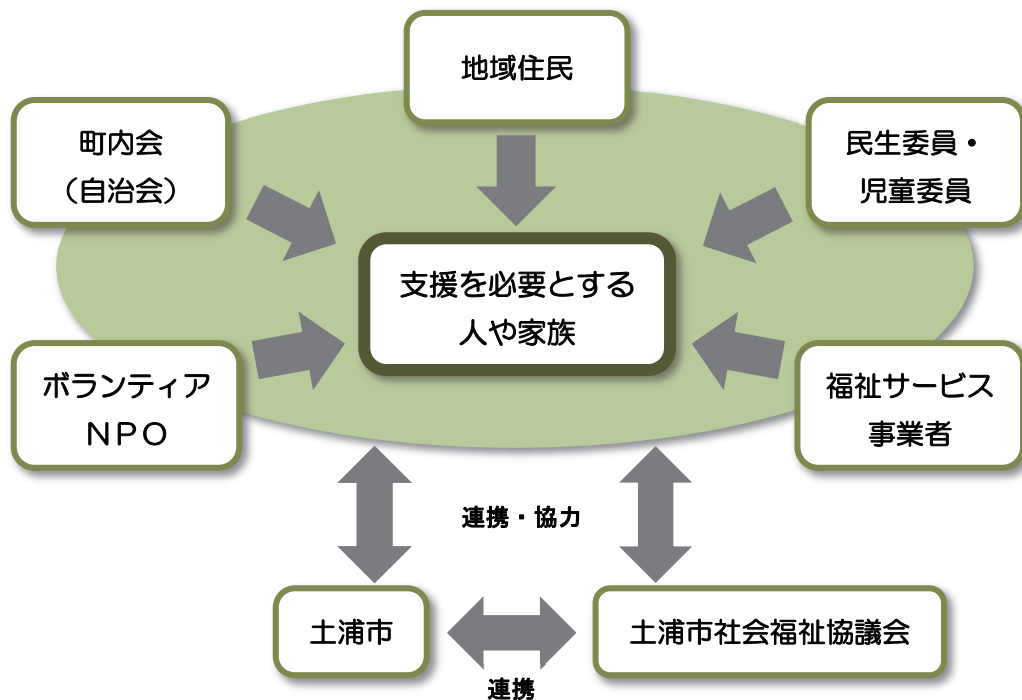
## ⑥ 土浦市社会福祉協議会の役割

土浦市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な存在として、第4次土浦市地域福祉活動計画に基づき、市と連携しながら、地域福祉活動への住民参加の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取組を行います。

## ⑦ 市の役割

市は、第4次土浦市地域福祉計画に基づき、地域住民の福祉の向上を目指し、地域住民や関係団体、民生委員・児童委員、土浦市社会福祉協議会等と相互に連携・協力しながら、福祉施策の総合的な推進を図ります。また、以下のとおり本計画の進捗状況の管理・評価等を行い、適切な進行管理を行います。

### イメージ図



## (2) 計画の進捗を管理する体制

本計画の推進体制は、次のとおりとします。

### ① 土浦市地域福祉推進委員会の設置

土浦市内の福祉に関する各種団体の代表、市民、事業者、学識経験者、行政等による「土浦市地域福祉推進委員会」を設置して、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項の審議を行い、関係機関等への意見・提言を行います。

### ② 土浦市地域福祉推進研究会の設置

庁内関係各課の担当者による「土浦市地域福祉推進研究会」を設置して、本計画の進捗状況に関する調査・研究を行い、「土浦市地域福祉推進委員会」に必要な資料提供及び意見・提言を行います。

### ③ 事務局担当

「土浦市地域福祉推進委員会」及び「土浦市地域福祉推進研究会」の事務局は社会福祉課が担当します。

### (3) 計画の評価

本計画の事業進捗状況の管理及び計画の評価は次のとおり行います。

#### ① 事業進捗状況の管理

年1回程度、主に数値項目の達成状況を評価指標として、事業担当課による進捗状況の管理・評価を行います。

なお、数値項目の設定が不適切な事業を除いて、数値項目未設定の事業については、計画期間中途においても、適宜、設定に努めることとします。

#### ② 計画の評価

本計画の計画期間中、中途の年度及び最終年度等において、「土浦市地域福祉推進研究会」での評価を経て、「土浦市地域福祉推進委員会」が計画全体の最終評価を行います。

評価指標は、事業担当課の進捗状況の管理・評価、市の実施する施策満足度評価及び地域福祉市民アンケート結果等を主要な指標とします。

## 2 福祉圏域について

地域福祉事業は、住民の身近な地域でサービスの提供や事業推進が行われることが望ましく、特に、介護保険事業の地域密着型サービス（グループホーム等）は、主に日常生活圏域（本市では8つの中学校区）で実施されることが望まれます。さらに、本計画は、地域福祉事業に地域住民の参加と協働を促進する計画でもあることから、事業によっては、比較的小地域での事業推進が期待されます。また、社会福祉協議会では市内を8つの福祉圏域（中学校区）に区分し、それぞれ専任職員を配置した支部を設置して、「土浦市地域福祉活動計画」により、行政と連携して地域福祉事業を推進しています。

本計画は、市全体において、地域福祉を推進するための行政計画と位置づけ、当面、「福祉圏域」の設定はしないこととします。今後、日常生活圏域としての福祉圏域を区分して事業推進を図ることが望ましい場合は、圏域区分の設定を検討します。



# 資料

---

# 土浦市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 8 月 28 日  
土浦市告示第 2 3 4 号

(設置)

第 1 条 本市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）について調査審議及び計画の立案を行うため、土浦市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の立案作業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会の議員
- (4) 関係機関及び団体の役職員等
- (5) 副市長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、計画の立案が完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 土浦市地域福祉計画策定委員会委員名簿

所属・役職	氏名	備考
つくば国際大学医療保健学部准教授	山本 哲也	委員長
土浦市議会議員文教厚生委員	塚原 圭二	
土浦市医師会副会長	塚原 靖二	
土浦市地区長連合会顧問兼副会長	下村 利充	副委員長
土浦市まちづくり市民会議議長	田口 長八郎	
土浦市民生委員児童委員協議会連合会副会長	細野 伸子	
土浦市障害者（児）福祉団体連合会会長	村山 一人	
土浦市母子寡婦福祉連絡協議会会長	坂入 なつ	
土浦市高齢者クラブ連合会副会長	久保田 至身	
土浦市子ども会育成連合会会長	中井川 功	
土浦市民間社会福祉施設協議会会長	上方 仁	
土浦市ボランティアサークル連絡協議会副会長	中村 和子	～R4.3.31
	菅谷 かつ江	R4.4.1～
一般公募委員	上野 隆義	
土浦市学校長会荒川沖小学校校長	藤井 周哉	
茨城県土浦保健所所長	入江 ふじこ	
土浦市社会福祉協議会事務局長	生田 目路代	
土浦市副市長	東郷 和男	

## ○土浦市地域福祉計画研究会設置要綱

平成 18 年 8 月 28 日訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 本市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（次条第 4 号において「計画」という。）に係る諸問題に関し調査研究を行うため、土浦市地域福祉計画研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉の現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 地域福祉のニーズを把握するための実態調査の実施に関すること。
- (3) 地域福祉施策の推進方法の検討に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健福祉部長を、副会長には社会福祉課長をもって充てる。
- 3 委員は、次の課に属する者のうちから市長が任命する。

政策企画課、広報広聴課、総務課、防災危機管理課、市民活動課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども政策課、こども包括支援課、保育課、都市計画課、教育委員会事務局生涯学習課

(会議)

第 4 条 研究会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 研究会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。



## 土浦市地域福祉計画研究会委員名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
保健福祉部	部長	塚 本 哲 生	会 長
保健福祉部社会福祉課	課長	福 原 守	副会長
市長公室政策企画課	政策員	佐々木 倫 也	～R4. 3. 31
	主任政策員	川 村 明 弘	R4. 4. 1～
市長公室広報広聴課	シティプロモーション室長	円城寺 秀 樹	～R4. 3. 31
	シティプロモーション室長	赤 澤 学	R4. 4. 1～
総務部総務課	人権推進係長	廣 瀬 学	
総務部防災危機管理課	防災危機管理係主査	富 島 幸 弘	～R4. 3. 31
	課長補佐兼防災危機管理係長	矢 内 良 則	R4. 4. 1～
市民生活部市民活動課	市民協働室長	大 竹 裕美子	～R4. 3. 31
	市民協働室長	岩 本 憲 一	R4. 4. 1～
保健福祉部障害福祉課	障害対策係長	田 端 芳 宣	
保健福祉部高齢福祉課	課長補佐兼介護管理係長	佐 谷 克 博	
保健福祉部健康増進課	課長補佐兼健康支援係長	佐 藤 千加子	～R4. 3. 31
	健康支援係長	堤 美世子	R4. 4. 1～
こども未来部こども政策課	課長補佐兼こども企画係長	瀬古澤 時 人	
こども未来部こども包括支援課	課長補佐兼こども相談係長	川 村 恵美子	
保健福祉部保育課	課長補佐兼保育係長	内 藤 正 弘	
都市政策部都市計画課	課長補佐兼交通政策室長	鈴 木 孝 昌	
教育委員会生涯学習課	課長補佐兼生涯学習係長	大 塚 久 男	～R4. 3. 31
	生涯学習係長	小 林 武 司	R4. 4. 1～

※社会福祉協議会については、委員ではなく地域福祉計画研究会設置要綱第4条第4項に該当する者として参画します。

## 用語解説

用語	解説	初出ページ
<b>ア行</b>		
アウトリーチ	生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。	5
一般世帯	住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を意味する。	15
SNS	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。	62
NPO	Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。	4
NPO法人	特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。	2
オンラインツール	インターネットを介して、遠隔で仕事をしたり、遠くの人たちとビデオ通話をしたりするために使用されるアプリケーションのこと。	2
<b>カ行</b>		
介護保険法	要介護者等について、介護保険制度を設け、保険給付等に関して必要な事項を定めることを目的とする法律。	4
学習支援事業	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うもの。	23
協働	複数の主体が、何らかの目的を共有し、ともに力を合わせて活動すること。	8

用語	解説	初出ページ
権利擁護支援	認知症や障がいなどの原因により、日常生活を営む上で判断が困難な場合に、本人が有する人間としての権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な決定を手助け（支援）すること。	52
高齢者クラブ	高齢者が健康で豊かな生活を送るために、地域を基盤として自主的に組織した団体。	25
子育て支援センター（地域子育て支援センター）	未就学児及びその保護者を対象に、遊びの場や保護者同士のふれあいの場を提供するもので、地域の子育て家庭に対して、育児不安を解消するための相談や情報交換、子育て講座を行う施設。	54
子どもの貧困	18歳未満で貧困線（世帯収入から国民一人ひとりの所得を順番に並べたとき、中間の人の所得の半分に届かない境界線）を下回る子どもの存在及び生活状況のこと。	61
こどもを守る110番の家	犯罪等の被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察への通報等を行う「子どもを守るボランティア活動」の一つ。	54
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会や、市町村など生産・自治・習慣などで深い結びつきを持つ共同体、地域社会のこと。	29
<b>サ行</b>		
自主防災組織	地域住民による任意の防災組織をいう。主に町内会（自治会）等が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体のこと。	29
児童相談所	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、最も効果的な援助を行う行政機関。子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする。児童福祉法に基づき、全国に都道府県及び政令指定都市に設置することが義務付けられている。	72
児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。	23
市民後見人	弁護士等の資格は持たないものの、社会貢献への意欲等が高い市民が、社会福祉協議会等が実施する講習や実習を受けて、家庭裁判所により後見人として選任されるもの。社会貢献型後見人ともいう。	52

用語	解説	初出ページ
社会資源	福祉ニーズの充足のために利用される施設・設備や、福祉活動に協力する人材等のこと。	6
社会的孤立	地域社会や家族との関係が希薄で、他者との交流が著しく乏しい状態をいう。	2
社会福祉協議会	市町村単位で設置され、社会福祉を目的とする法人格を持った住民主体の民間組織のこと。	2
重層的支援体制整備事業	地域の課題が複雑化・多様化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、それらに対応するために市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業のこと。	4
住居確保給付金	離職等により住居を失った人、または失う恐れの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支援するもの。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。	21
就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など直ちに就労が困難な人に対し、支援プログラムを作成し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。	23
障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。	23
小地域福祉ネットワーク	町内会（自治会）等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動。	54
自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。土浦市では、土浦市暮らし自立サポートセンターで実施している。	23
新型コロナウイルス感染症	令和元（2019）年12月に中国での集団感染が起きて初めて発見された、新型コロナウイルスにより引き起こされる感染症のこと。また感染自体だけでなく、感染症の流行により社会活動や経済活動等の状況が大きく変化し、様々な影響が起きたことも含めてコロナ禍という表現が生まれた。	2

用語	解説	初出ページ
身上監護	成年後見人が、本人の生活の維持や介護など、身上の保護に関する契約や手続き（法律行為）を行うこと。	71
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。	27
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす専門職。	6
生活支援体制整備事業	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めるもの。	6
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。	8
<b>タ行</b>		
第三者評価	事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスの利用者への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。	73
ダブルケア	近年の晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある世帯が子育てと親の介護を同時に抱えている状態をいう。	4
男女共同参画社会	性別にかかわらず、だれもが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、だれもが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。簡単に言うと、性別にかかわらず一人ひとりが大切にされ、社会の対等な構成員として喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を最大限に発揮できるような社会のこと。	24

用語	解説	初出ページ
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創って行く社会。	4
地域ケア会議	地域包括ケアシステムを実現するための手法の1つとして行われる会議。高齢者個人への支援の充実、それを支える社会基盤の整備を進めることを目的としている。	6
地域コミュニティ	一定の地域を基盤とした住民組織や「人と人」とのつながりのことで、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域生活課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地域集団のこと。	38
地域資源	本計画では、地域生活課題を解決するために存在する「人」「物」「場所」「しくみ」など、地域の特性を活かした有形・無形のあらゆるものを指し、いわゆる「地域の宝物」のこと。	86
地域住民等	地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。	64
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止をいう）、保険医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。	3
地域福祉	市民一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、ともに支え合い、助け合いながら、だれもが対等で住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らし続けることを目指すもの。	2
地域包括ケアシステム	介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。	4

用語	解説	初出ページ
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う、高齢者の総合的な相談・サービス拠点。	6
中核機関	権利擁護支援を必要とする方を適切な支援に繋げるために、各関係機関、専門職やチームで構成された権利擁護支援のネットワークにおいて、中心となり全体のコーディネートを担う機関。	68
DV	DVとは Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）を略したもの。配偶者（事実婚も含む）や、恋人・パートナーなど親密な関係にある人や、過去に親密な関係にあった人から振るわれる暴力のこと。	52
<b>ナ行</b>		
日常生活自立支援事業	認知症・知的障害、精神障害等により、日常生活に不安がある人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行うもの。	46
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のこと。	54
ノーマライゼーション	デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方のこと。	67
<b>ハ行</b>		
8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるといった構造。親が亡くなることで、子どもが社会的に孤立したり、経済的に困窮するといった課題を抱えている。	4
パブリックコメント	市の基本的な施策に関する計画などを策定するにあたって、事前に内容を公表して市民の皆さんから意見を募集し、それらを踏まえて決定するとともに、提出された意見とその意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。	10

用語	解説	初出ページ
バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方。	24
ひきこもり	人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、親などから逃避し、人間関係を拒絶している状態のこと。	2
避難行動要支援者名簿	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の確保に支援を必要とする人を記載した名簿のこと。	54
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う有償ボランティア活動。	25
福祉教育	学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。	41
ふれあいいきいきサロン	高齢者や障害者等を対象に、身近な住民同士の「仲間づくり」や「出会いの場づくり」を進める活動。	54
法定後見制度	本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力によって、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられる。	66
保護司会	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察に当たる者である「保護司」が所属する場所。	96
ボランティアセンター	ボランティア活動推進のための啓発活動や情報発信をし、併せてボランティア活動に関する相談業務や活動支援もする機関。ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人をつなげ、市内にボランティアの輪が広がるよう活動を展開している。	28
<b>マ行</b>		
マッチング	共通の目的や、互いに恩恵を受け合える関係性の人達をつなぎ、引き合わせること。	76



用語	解説	初出 ページ
民生委員・児童委員	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。</p> <p>児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。</p>	2
<b>ヤ行</b>		
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、年齢・性別・障がいの有無や能力の差異を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。	61
要配慮者	災害が発生した場合に、情報把握、避難、避難後の生活手段の確保等を行いにくい立場にある人のこと。例えば、何らかの障がいのある人や高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人などが挙げられる。	24
<b>ラ行</b>		
労働力率	<p>15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいう。</p> <p>労働力率（％）＝労働力人口/15歳以上人口×100</p>	16



---

## 第4次土浦市地域福祉計画

発行：令和5年3月 土浦市

編集：土浦市保健福祉部 社会福祉課

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

電話：029-826-1111(代表)

---



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

